

工 学 部

第1章 工学部創設への序章

第1節 高岡工業専門学校の創設のあゆみ

1 富山県における地場産業と殖産興業

富山県は、地理的には東側には急峻にそびえ立つ立山連峰を隔てて新潟県と長野県に隣接し、南側には高い障壁となる飛騨山地を挟んで岐阜県に、西は倶利伽羅峠を境として石川県に接している。北側は富山湾、そして日本海を隔てて大陸に面しており、地理的性格からみれば一県だけが隣接地区とは孤立したものとなっている。

古代における北陸地方は「越の国」と呼ばれ、都より遠く山川を越えて行くところから越と呼ばれたといわれている。7世紀末のころ「越の国」が越前、越中、越後と三つの国に分けられたが、そのころの越中は、その隣接地区との隔絶した地理的条件から“辺要の地”と呼ばれ、蝦夷平定の前進基地の一つとして位置づけられていた。

その後、中世、近世の各時代を経て明治の世となるが、域外社会との交流が限られていたためか、越中には製薬、絹、麻、綿織物、銅や鉄鑄物、製針、漆器、木製品、和紙、陶器、瓦、酒、醤油、味噌など多くの物品が家内工業的に産出されていた。

明治政府は国運の進展をはかるため殖産興業政策を推進し、本県においても従来の産業に加えて種々の勸業政策を奨励した。

製糸業

富山地方における製糸業は旧来より、手挽き・座繰りにより行われていたが、その動力源はほとんどが人力であり、水力の利用は僅かであった。

明治8（1875）年に、殖産興業の国策により、福光、今石動、八尾において器械製糸が始められたが、まだ家庭的糸挽き部分をかなり残存したものであった。

絹織物業

江戸後期から明治初期にかけての富山県の絹織物の主産地は、城端町、井波町などで、城端町の絹布は“耐ヶ端絹”と呼ばれ、近世における諸国特産物の一つとされていた。井波絹の主製品は“柳絹”“薄絹”と呼ばれるもので、明治になってから生産量が増加し、その延長として輸出用羽二重の生産も行われるようになってきた。

綿・麻織物業

絹織物が伝えられたのは藩政中期といわれているが、衣料用需要の増大も伴って木綿製織が発達し、重要産業となった。明治26（1893）年2月、高岡に近代的紡績工場として高岡紡績会社が創設された。

富山における麻織物は古来、八講布、五郎丸布、越中布と呼ばれて全国的に知られた特産物であったが、明治維新以後、武士社会の崩壊と共に需要が減少したが、日清・日露の戦争を通じて軍需物資としての需要が拡大したといわれている。

売薬業

越中の売薬業は江戸時代から“先用後利”の商法によって全国に知られた商法である。明治になってからも配置売薬の伝統は受け継がれて全国に行商圈域を広めていたが、保険衛生思想の普及と主に、新しい時代に即応して製薬技術の改善と、売薬の復興をはかるため、明治9（1876）年に数人に業者が協同で売薬会社を設立した。その後、他の業者もそれぞれ協同して数社の売薬営業団体が設立された。

銅器製造業

高岡銅器は、慶長年間に加賀藩の二代目藩主前田利長によって高岡の町作りがなされ、千保川の左岸につくられた金屋町で、火鉢、鉄瓶、鍋釜、農機具の製造が始まり、やがて刀剣の装飾品、装身具、火鉢、花瓶、置物、仏具、梵鐘などの銅器類が製造されるようになってきた。明治6（1873）年、ウィーンで開催された万国博覧会に出品された花瓶は「進歩賞牌」を受賞、同9年のアメリカのフィラデルフ

ィア万国博、同23(1890)年のパリ万国博でも高岡銅器は受賞している。また、明治20(1887)年の皇居造営に際して各種の金具の用命を受け、高岡銅器は全国的に知られるようになった。

漆器業

本県の漆器産地は高岡を主としている。高岡漆器は慶長年代(1596~1615)におこり、藩政時代にすでに堆朱・堆黒塗の漆器をつくり新生面を開いた。明治時代に至りその初年に、錆漆で絵模様を描き、それにろう石青貝を嵌め込むという錆絵技法の「勇助塗」が完成、その二代目勇助によって明治6年のウィーン万国博、同10(1877)年のパリ万国博に出品され入賞した。さらに明治中期には高岡工芸学校の指導のもとに鎌倉彫りの技術を採り入れて彫刻塗が創作され、高岡漆器の名声が高められ特産品となった。魚津漆器は高岡に次ぐ県下第二の生産地として繁栄した。その後、安価な焼物食器類(唐津物・瀬戸物)が大量に出廻るようになり不振となったが、製作品の改良がはかられ復興の機運となった。

富山塗は富山藩以来の産物で、特に青貝細工は美術工芸品として高く評価された。明治になってからは輪島塗をとり入れ、彫刻塗もはじめるようになり富山漆器の名声を高めた。

城端塗も藩政以来のもので、とくに彩漆、白漆など、蒔絵美の特殊技法が高く評価された。そのほか西砺波郡の鷹栖の漆器、石動塗なども名高く、八尾、井波等の漆器もそれぞれ特色があり、氷見漆器は家具調度品が主である。

2 富山湾工業地帯の完成と 近代工業の多様化

伏木港湾に重化学工業地帯が形成されてより富山県の工業化が進み、大正10(1921)年にこれまで生産の首位を占めていた第一次産業にかわり第二次産業が躍進を遂げたが、昭和時代に入りさらに富山港周辺工業地帯が造成されることになり、これが実現すれば、富山・高岡工業地帯は、京浜、阪神、中京、北九州、北海道、静岡に次いで工業地帯を形成することになる。

東岩瀬港(現在の富山港)の改修と富岩運河の開削工事は昭和6(1931)年6月に着工し、総工費

117万円をもって同10(1935)年1月に完成したが、運河新設の歴史的意義について「富山日報」(昭和6年6月12日付)は次のように報道している。

元来富山市は豊富かつ低廉なる電力受給地なるをもって、これに備ふるに交通運輸の便を以てせば産業都市としての発展は蓋し期して待つべきものあるべし、然るに今や富山市と表日本とを結ぶ国有鉄道飛越線の開通近きにあるのみならず、神通川改修工事また、まさに完了を告げんとし、その結果河口の東岩瀬港は一の湾浦を構成するに至れるをもって、これに港湾としての施設を加うるにおいてはここ裏日本の一良津を得るべし。而して富山市と東岩瀬港とは相隔たること遠からず、しかのみならずこの間は一帯の平野にして湧水量多く、恒風の関係などにより工業地域として囑望せらるるをもって、神通川廃川敷地の整理と相伴い両市町を連絡するは極めて適当なる施設たるにかんがみ、昭和3年3月20日富山市都市計画事業として本運河開さく工事の許可を得たものである。その計画の大要は次の通りである。

本運河は東岩瀬港南側より富山高等学校西側を神通川堤防に沿って南走し、ついで殆ど一直線に奥田村を過ぎ廃川地下流における船溜始点に到達する延長約4,758メートルの開門運河にして、始端より下流にさらに東岩瀬港内連絡航路として727メートルを凌瀝する。その土砂130万立方メートル(22万立坪)は主として廃川地埋立に利用し、残余は凌瀝土砂4万余立方メートル(7,000立坪)共に東岩瀬港修築埋立予定地に運搬投棄する。

東岩瀬港は神通川の河口港として藩政時代から栄えたが、次第に土砂が港に堆積し、大正末期から改修工事が行われてきた。今回の改修では近代的港湾とするため、水深を深くするとともに、土砂の堆積を避けるため旧神通川の西側に新たに河川を掘り、これを神通川の本流とし、また、港と富山市を水路で結ぶ富岩運河を開削、さらに港の後背地を工業用地とするため2本の運河を建設するというもので、当時としては画期的な大工事とされた。

かくして富山県の近代工業は昭和期に入って化学工業のほか紡績業、機械工業、金属工業などが進出し、多様化していった。戦前に設立された企業は、

これを地域的に見れば、大正9（1920）年以來の「東高西低」型が定着し、昭和16（1941）年では、1位富山市38.7%、2位射水郡17.9%、3位高岡市8.8%、4位下新川郡8.0%、5位婦負郡7.8%、6位東砺波郡7.0%、7位上新川郡5.6%、以下、中新川郡、西砺波郡、氷見郡の順となっている。射水郡の2位、高岡市の3位は、日本鋼管、日本高周波重工業、北陸人造肥料、北海電化、北海曹達、十条製紙などが射水郡に入っているためである。

3 富山県における工業教育機関

工業教育の嚆矢としては、明治3（1870）年に工部省が新設され、工部省に奉職する工業士官の教育を目的として、同6（1873）年8月に開校した工学校がそのはじまりで、ついで同7（1874）年2月に現場工業員を養成することを目的とし、開成学校内に「製作学教場」が設けられた。明治10（1877）年には工学校が工部大学校となり、同18（1885）年に帝国大学理学部の工学系学科が独立して工芸学部が設けられ、翌19（1886）年に工芸学部と工部大学校が合併し帝国大学工科大学が設置された。

富山県では明治25（1892）年に徳久恒範知事が赴任し、勸業知事の異名をもつほど、本県産業の発達育成、実業教育の振興に力を注いだ。なかでも伝統工芸に着目し、技術改良のため巡回教師制度の制定、高岡工芸品陳列場、富山物産陳列場の設置等、勸業施策を推進させた。かくて明治27（1894）年1月、富山県会で工芸学校設立の建議書が可決され、徳久知事に提出された。

工芸学校設立ノ建議書

国家富強ノ道ヲ講ズルニ当リ、一般人民ノ事業ニ於ケル智識ハ無形的資本ニシテ、最価値アル元素ナリ。是レ実業教育ノ以テ已ムベカラザル所以ニシテ、工業ノ進歩ヲ以テ第一着トナスベキハ復爰ゾ疑ハシ。之ヲ欧洲ノ近事ニ徴スルニ、工業教育ヲ振作シ、科学応用ノ利ヲ収メ、以テ競争ヲ富強ノ域ニ試ムルノ勢アリ。然ルニ現今我工業界ノ情况ヲ察スルニ、科学応用ノ智識ハ猶未ダ一般人民ノ腦裡ニ浸潤セズ。則何ニヨリテ国家ノ富強ヲ望マンヤ。帝国大学ニ於テ夙ニ工科大学ノ設立アリト雖、其他ニ至リテハ只僅ニ東京工業学校石川

県工業学校ノニアルニ過ギズ。政府ヨリ第五期帝国議会ニ提出シタル明治二十七年年度予算ヲ通視スルニ、学校費ノ内男女高等師範学校、商業学校、高等中学校等ニ減ジテ、東京工業学校、東京美術学校ニ増シタルガ如キ、大阪工業学校新設ノ如キ、一モ実業教育ヲ拡張スルノ趣旨ニ出デザルハ無シ。之ニ加フルニ実業教育費国庫補助法案ノ提出ハ、特ニ文部省ノ意ヲ工業ニ用イルノ周到ナルコトヲ知ルニ足ラン。更ニ眼ヲ我富山県ニ転ズレバ、物品陳列場アリ、工芸品陳列場アリ、其名ハ異ナリト雖モ其实ハ則チ同ジ。彼ノ高岡市タル工芸上、最必要ノ地ナルヲ以テ、他日実業教育費国庫補助法案ニシテ幸ニ上下両院ヲ通過スル時機ニ際セハ勸業費中ノ巡回教師ハ工業学校在勤トシ、工芸品陳列場ニアル物品ハ一切学理講究ノ材料トシ標本トシテ存留シ該場ヲ工業学校ニ引直シ、其経費ハ向五ヶ年以上継続支出ノ目的ヲ以テ議案ニ編製シ、臨時県会又ハ二十八年年度通常県会ニ下附セラレンコトヲ。

本会ノ決議ヲ以テ建議仕候也。

明治二十七年一月

富山県会議長 堀 二作

徳久恒範殿

徳久知事は県会の建議を容れ、地方の固有工芸銅器漆器等の改良振興に資することを目的として、同年10月22日に高岡市旧御旅屋門前の旧富山県工芸品陳列場を仮校舎にあて「富山県工芸学校」を創設した。県立の実業学校としては県内最初のものであり、同種の工業学校としては全国で3番目であった。

修業年限は本科4年、速成科3年とし、別に実習のみを課する選科が置かれた。入学資格は、本科は高等小学校4年の課程を卒業した者もしくはこれと同等の学力を有する者、速成科は尋常小学校を卒業し入学試験に合格した者と規定された。

生徒募集は10月25日から11月10日まで実施され、本科41人、速成科32人、選科3人、図画選科48人、実業選科80人、合計204人が入学した。

富山県立工芸学校が創立された当初は、地元業者のなかには工業教育の真価を理解するものが少なく、また、学校と業者との連絡も不充分であったが、歳月を重ねるにつれて生徒作品の優秀さ、実習の進

歩の著しいことを知るようになった。その一つに「尚美展」があるが、これは、明治32(1899)年に工芸学校の職員、生徒をもって「工芸的知識、技能を涵養せんがため、図案・絵画を練習し、かねて文学並に体育に関することを目的とする」組織として「尚美会」が設立され、明治35(1902)年から毎年秋に卒業生、在校生の作品を集めて展覧会が開かれてきたもので、作品が廉価に即売されることもあって高岡市の一つの名物になり多くの観衆が詰めかけた。

こうして工芸学校に対する認識が高まるにつれて、銅器、漆器、木彫等の製作上の指導や製品の批評を求めて来校するものが増えていった。また、本校卒業者と業者とで金工会、漆工会などの組織がつくられ、競技会・品評会などが開かれたが、その会長、顧問に本校職員が委嘱されるなど、学校と業界との関係はますます密接なものとなっていった。

大正3(1914)年7月28日に第一次世界大戦が勃発し、わが国の工業は異常な好景気となり、生産工場は次々と拡張、新設されていった。

富山県では小牧発電所をはじめ各所に電源開発が行われ、これに伴って化学工業、紡績工業、製鉄工業、製紙工業が相次いで興隆し、大正10(1921)年にはこれまで首位の座を占めてきた第一次産業にかわり、第二次産業が首位に躍り出て、工業生産県を実現した。県ではこうした工業化の動向に即応して大正2年富直鉄道開通記念富山県主催一府八県連合共進会を開催し、このときに本県出身安田善次郎(天保7年~大正10年・江戸で両替商時代に富を蓄積)が来富し、郷土の工業振興のため翌大正3年1月25日に「富山市実業教育奨励の為め職工養成に適切なる学校設立」の目的をもって、建築資金四万円、該校生徒貸費基金一万円、合計五万円の寄付を申し出た。これを受けて富山市会は3月28日に「富山市立工業学校」の設置と建築費四万円の支出を議決した。

翌大正4(1915)年3月24日に富山市に工業学校を設立することが認可され、市では富山市郊外堀川村西中野に校地を選定して校舎の新築に着手し、同5(1916)年3月25日に竣工。かくて校名を「市立富山工業学校」と定め、4月1日から開校した。

本校は、修業年限3カ年、木工科・塗工科の二科を置き、木工科をさらに建築・家具の二部に分け、入学資格は尋常小学校卒業とし、乙種程度の工業学

校として発足した。職員は学校長以下5名、生徒定員は120名で3学級組織とされた。第1回の入学者は39名であった。

昭和6(1931)年に満州事変がおり、これを契機としてわが国の産業は世界各国の不況克服に先行して次第に活況を呈するようになり、とくに重工業、化学工業の躍進が目立った。ついで昭和12(1937)年に日中戦争が勃発し、時局に対処して“戦時経済体制”へと移行、翌13(1938)年4月には「国家総動員法」が公布され、戦局の進展とともにすべての産業は戦時非常体制のもと戦争遂行のために統制され、とりわけ工業生産の拡充、そのための科学の総動員体制が推進されていった。これに伴って工業技術員の需要は年々激増し、政府では昭和12年以降工業技術員養成のため、臨時施設と恒久施設の両面から工業教育機関の拡充をはかった。

本県においても工業の発展はめざましいものがあり、とくに電気工業、化学工業、機械工業、繊維工業等が急激な躍進を遂げた。こうした県下工業の発展と相まって工業学校の新設が焦眉の急務とされるようになっていった。このころ県下における工業教育機関は、富山県立工芸学校、市立富山工業学校、私立不二越工業学校の3校にすぎず、県では文部省から工業学校の設置に関して「実情に応じて出来得る限り之が実施方法を予め計画」するよう通牒がだされていることをも考え合わせ、昭和13年9月に至り電気・機械・応用化学の三科からなる県立工業学校の新設を決定し、正式に富山市の協力を求めた。市も県立工業学校の新設に全面的に協力することを約し、かくて昭和14(1939)年2月16日に文部省告示第53号をもって「富山県立富山工業学校」の設立が認可され、同年4月1日から開校されることになった。

学校以外の工業教育機関としては、日中戦争勃発とともに県立工芸学校にも熟練短期養成部(6カ月)が設置されたほか、昭和13年には失業者転職補導機関をして高岡職業紹介所職業補導所が本校内に併設された。翌14年には富山県立工業青年学校が開設された。(これは同19年に廃止、本校第二本科に組み入れられた)また、昭和14年には本校内に傷痍軍人職業再教育所が設置され、木工・塗工・機械電気に関する授業が行われた。昭和17(1942)年には校舎の改築、設備の拡張が完成し、これに伴って生徒定

員を、工業部各科60名を110名に、工芸部各科50名を60名に、合計885名に増加された。

4 高岡高等商業学校の沿革

高岡高等商業学校は、原内閣が大正8年度より同13年度に至る6カ年継続事業として高等諸学校増設および拡張の計画をたて、第四十一帝国議会において協賛を経たことにもとづき、高等商業学校最後の第十三高商として、大正13(1924)年9月25日に設立された。

高等諸学校の増設に当たっては全国各地から激しい誘致運動がおこったが、ときの高岡市長上埜安太郎は政友会の領袖であり、逸早く情勢を察知し、百年の計のために市民の決起を促して、官民挙げての猛運動を展開した。希望は高等工業学校の設置であったが、文部省の方針により、金沢、福井に高工、高岡に高商が振り分けられた。富山市には県立の富山薬学専門学校(官立に移管)、富山高等学校が設置された。

本校は、日本海沿岸全域を通じた1校の高等商業学校で、実業学校令および専門学校令にもとづき、商業上枢要なる高等の教育を施すことを目的とし、入学資格は中等学校卒業程度、修業年限は3カ年とされた。

教育方針については第1回入学式において只見徹校長は「生徒諸子八常ニ我国道徳ノ大本タル教育勅語ヲ奉体スベキ八申ス迄モナキコトナルガ、生徒心得第一条ニ質実剛健、醇厚真摯、和衷協同ノ諸徳ヲ奨メ校風ノ樹立ト其発揚ヲ期セントスルハ、曩ニ国民精神作興ニ関スル詔書ヲ拝シ恐懼ノ外ナク、特ニ以上ノ諸徳ヲ奨ムルヲ以テ本校教育ノ精神トナセルモノトス。諸子克ク此意ヲ体シ堅実ナル校風ノ樹立ニ努メラレタシ。」と述べ、生徒綱領として次の三カ条が掲げられた。

- 一、学業ニ精励シ身心ヲ鍛錬シ質実剛健ノ気性ヲ振起スベシ
- 二、言行ヲ戒慎シ思想ヲ堅実ニシ醇厚真摯ノ品性ヲ養成スベシ
- 三、校則ヲ遵守シ師友ヲ敬愛シ和衷協同ノ風習ヲ馴致スベシ

5 高岡高等商業学校から 高岡経済専門学校へ

政府は太平洋戦争の完遂、大東亜共栄圏の必成に備うべき教育の国防体制を整備するため、文教の根本的刷新をはかることとし、昭和18(1943)年1月20日付で、大学令、高等学校令、専門学校令、師範学校令、中学校令等の根本的改正を行った。専門学校令の改正については、教育審議会の「高等教育二関スル件」の答申において次のように述べられている。

専門学校ハ中等学校教育ノ基礎ノ上ニ専門ノ學術技芸ヲ教授スル所トシ、大学ト相俟ツテ其ノ国家ニ負フ使命亦大ナルモノアルニ鑑ミ、我が国教育ノ本義ニ則リ、東亜及ビ世界ニ於ケル皇国ノ使命ニ即シテ、国家ニ枢要ナル各般ノ専門学校就中産業ニ関スル専門学校ヲ拡充整備シ、又芸術教育ノ復興ヲ図リ、人格識見卓越セル適材ヲ教授タラシムルノ方途ヲ講ズルノミナラズ、研学修養鍛錬ニ関スル施設ヲ整備シ、研究施設ノ充実にカメ、真ニ国家有為ノ指導的人材ヲ錬成シ、我が国産業、文化ノ進展ニ貢献シ、皇運無窮ノ隆昌ニ培ハンコトヲ要ス

戦局はいよいよ重大化し、政府はあらゆる方面に戦時非常体制の強化をはかった。教育の面では昭和18年6月に「学徒戦時動員体制確立要綱」が閣議決定され、学徒に対する積極的な動員態勢が整えられた。10月12日には「教育二関スル戦時非常措置方策」が決定され、学校教育もまた「当面ノ戦争遂行力ノ増強ヲ図ルノ一事ニ集中スル」方針が定められた。

大学、専門学校については、理科系大学、専門学校を整備拡充するとともに、文化系大学および専門学校の理科系への転換をはかり、全国官公私立文化系学校の定員を半減する方針がとられた。

とくに商業教育に対しては、商業そのものに加えられた統制をも併せ、とりわけ男子中等商業学校には深刻な重圧が加えられた。高等商業学校については、まず官立校から範を示すことになり、12校中、3校が工業専門学校に転換し、3校が工業経営専門学校となり、6校が存続された。商業教育の整理がいわれたなかで、工業経営者および工業経営実務者の養成についてはその必要が認められ、工業経営専

門学校の設置は、あとの高等商業学校の転換先をつくることを意図したものといわれた。

かくて文部省は学校整備要領にもとづき、学校の性格を改変したという証明として校名変更を指示し、昭和19(1944)年3月28日に「高岡高等商業学校」は「高岡経済専門学校」と改称された。とくに「経済」とされたのは「商業無用論」「商業教育無用論」が喧伝された時局を反映したものとされている。

第2節 富山県の工業高専誘致運動

1 体制への移行と

国の工業高専増設の機運

戦局はいよいよ緊迫し、国力を挙げて軍需生産の急速増強をはかることが焦眉の急務とされたが、当時、陸軍と海軍は作戦の面ばかりでなく、軍需生産でも激しく対立し、重点的生産をはばみ、陸海軍折半の非合理的な生産方法がとられた。このため昭和18(1943)年9月にこれの一元化をスローガンとし、企画院と商工省を廃止して軍需省が設置された。10月にはこれと軍の両輪をなすものとして軍需会社法が公布された。こうして生産面の決戦態勢が確立されるとともに、一方その人的要素である工業技術員の養成が緊要事とされた。

富山県ではそうした国家的要請と県下の工業発展の趨勢にかんがみ、高岡高等商業学校を高等工業学校に転換させるため、昭和18年11月12日付をもって富山県知事坂信弥より文部大臣岡部長景に宛て申請が行われた。県立高岡工芸学校県有施設寄付採納願は、昭和19(1944)年4月2日付をもって富山県知事西村彰一より岡部文部大臣に提出された。

申請書(大要)

大東亜戦争の進展に伴い愈々国防生産力の充実増強を期する工業専門技術者の拡充を行うことは誠に喫緊の要務と考えられる。本県においてはこの国の要請と県下の工業発展の趨勢より従来屢々官立高工の設立を要望してきたが未だにその実施をみるに至っていないのは甚だ遺憾に思われる。本県は豊富なる電力と日本海沿岸

稀れに見る良港を有し水陸運輸交通の要衝に位し近時とみに各種重要工業が起り益々拡充発展の状況にある。本県に高等工業教育を設置されればこれら重要工場との連絡を密にし時局の要請に即応する高等工業教育を実施出来るものと確信される。この際高岡高等商業学校を官立高等工業学校に転換することによって時局の要請と県下の実情とに即応し且つ県民多年の宿望を達成させるよう御高配を賜りたい。尚転換に際しては県立高岡工芸学校の校地、校舎及び付属設備の中実験実習建物及び設備並に右建物の敷地は国に寄付するように措置致したい。

高岡高等商業学校を高等工業学校に転換させようとする気運について、ときの長崎太郎校長はその間の事情を昭和18年12月8日大詔奉戴式(太平洋戦争宣戦の詔書奉戴日)の訓辞のなかで、学徒の奮起を促してのち次のように述べた。

高工転換について 校長 長崎太郎

さて、私はこの大東亜戦争が始まって満二周年の今日、諸子の先輩の蹶起出陣の直後に於て、一つの悲しむべき事について述べたい。諸子の大部分は既に此の事を察知し、しかも晏然自若毎日学業に精励して居るのである。諸子の先輩は吾校の名誉を負うて誠に耻を決してこの校門を出て征った。其の時、この壇上に於て話した私の言葉の節々を諸子の中には未だ記憶して居るものもあるかと思ふ。洵に此の二三ヶ月間、私の思ひ悩んだ問題はこの高岡高等商業学校の将来の事であった。現下の決戦の事態に即応し、高等商業学校と云ふものが、その学科課程を変更して経済専門学校となるであらうと云ふ事は私の赴任の直後に於て知られた。それからこの問題が具体的に討議進捗せられて居る時に、生産増強、戦力増強の為に学徒の徴兵猶予の停止が発表せられ、それと同時に文科系統の学校の整理統合が行はれる事となった。そして高商中の幾校かは苛烈なる戦闘の現状に応じて、軍需品の増産、戦力増強の緊急なる目的の為に、或は工業経営専門学校に変更せられ、或は所在地域其の他諸種の事情を考へて高等工業学校に転換せらるる事にならうとして居る。この事は未だ確定した訳ではないので、之を明に断言す

る事は出来ないが、吾校の所在が近時勃興せる工業地の中心にある事を思ひ、又我校の生みの親たる南弘氏の如きも之が転換は余儀なきものとせる点等より見て、又更に文部当局が国家の大方針に従って、幾校かの高商を高工に転換せしめんとし調査を進めつつある事を思ひ合せて、今日巷間にある高工転換の噂が近き将来に於て或は実現せらるるに至るかも知れぬ事を覚悟せねばならぬ。

軍需品増産の必要が今日より急なる時はない。あらゆる施設、あらゆる階級の国民が今や此の方面に振向けられねばならぬ。元より文部当局は高岡高等商業学校が創立以来実業教育の為に尽力し、以て国家に貢献し居れる事実と、近時一層努力して益々向上の途に向へる実情とを十分に認識して居るのであるが、先に述べた諸般の事情よりして本省としての方針を決定したとすれば、校長は其の方針に従って適当に処置をとる以外に途はない。この二十年に垂んとする光輝ある歴史と伝統を持つ本校が、仮令諸種の事由はありとするも、今日転換を余儀なくされる事は誠に遺憾な事であるが、邦家の為め誠に已むを得ない事である。然し学校開設以来本校に在職する諸先生や、職員並に諸君の先輩たる卒業生の事に思ひ至ると、実に堪へ難いものがある。この一と月程私はこの思ひに悩み抜いた。ただ現下の戦局と我国の運命と我等の責務を思ふと、国家の決定する方針には何としても敢然として之に従ふ外はない。今は將に我帝国生存の為に、全力を傾倒して戦って居る時である。そこで、校長としては、一方教職員の前途に就いて文部当局と相談し、その助力を願ふと共に、他方諸子をして今後も高岡高商の生徒として、高岡現在のこの学校に於て完全に教育を受けて、然る後卒業せしめん事を文部当局に願った。是れ、諸子をして、母校伝統の精神を体得して、社会に出ると云ふ矜持を保持せしむる所以であって、従って諸子をして卒業後は意気壮に活動せしむる所以であると信じたからである。

然るに、文部当局は快くこの願を容れ、又吾校の教授は挙って私の此の処置に対し、同情と理解とを持ち、協力一致して本校の高工への転換に援助を与えられる事を決意せられたのである。この事を眼前に見て、私の心は更に一層痛むものがある。

名誉ある本校は邦家の危急に処して、臆て高工への転換の運命を負ふかも知れない。然し、私は私の愚鈍に鞭打って、教官職員に助けられながらこの転換に万全を尽さねばならぬ事になるであらう。私は今日この記念すべき日に、諸子の前に此の苦哀を披瀝する。国家は文科系の学校を不必要とするものでない事は、毎々文部大臣の明言する処により明らかである。文部大臣と雖も喜んでこの非常措置をとらんとするものではあるまい。唯勝利の努力の為にこそ、この処置に出るものと思はれる。(後略)

2 高岡経済専門学校の 工業専門学校への転換申請

学校整備要領にもとづき昭和19年(1944)3月28日に勅令第165号をもって高岡高等商業学校は高岡経済専門学校と改称され、同時に「高岡工業専門学校」に転換された。経済専門学校で転換されたのは、長崎経専、名古屋経専、横浜経専が工業経営専門学校となり、高岡経専、彦根経専、和歌山経専が工業専門学校となった。

工業専門学校への転換は、日本海沿岸唯一の高等商業学校として特異の歴史を築いてきた高岡経専にとって痛恨の出来事であったが、長崎校長も「真二傷マシキ感サヘナキニ非ザレド、是レ皇国ノ危急ニ際スル教育非常ノ措置トシテ、又止ムヲ得ザリシモノト言フベシ」と述べ、学生もまた時局下の覚悟と自覚を示し『報告団報・志貴野』(終刊号)で次のように述べている。

我々の責務は、学校が如何に団結し、和を以て、母校の伝統精神を來るべきものに受け継がしめ、如何に永遠なるものたらしめるかに存する。如何なる事態に立到るとも、学生であり、学徒である以上は、我々の使命は、日本人として学問の道を行ずることを通して天壤無窮の皇運を扶翼し奉るといふことに尽きる。我々は決して物識りとなるために学ぶのではない。日本人としての鍊成として学問の道を行ずるのである。我々は必ずしも直接学問を以て奉仕するのではない。我々の道は校門を出れば直ちに管内に通ふのである。学んだ学術の内容に依って

でなくとも、高等の教育を受け又選ばれて受けさせてもらった我々でなければ出来ない任務に就いて、負荷の大任を全くするのだとの矜持に生きねばならぬのであり、これを思ふとき我々は現在の責務、「いま」如何にすべきかの問題について深く考え、責務の重大さを真剣に自覚せねばならない。

工専転換に際しての事情については、高岡高等商業学校研究会発行の『研究論集』（昭和19年7月）では「転換訣別の辞」と題し次のように述べている。

大正14年4月高岡高等商業学校が開設せられてより、ここに満一九年三ヶ月、その間本校は皇國中堅産業人の養成に尽力し、卒業生を出すこと既に十七回約三千名、更に本年九月並に明年に亘り四百名の新鋭を送り出さんとして居る。又本校に職を奉じたる教授、助教授、講師延約百名に及び、その研鑽によって日本教育界並に学界に寄与せる所極めて甚大なるものありしに、昭和十八年十月閣議決定発表の「教育に関する戦時非常措置要綱」に基き、文科系統諸学校の整備に際し、本校は、彦根、和歌山両高商と共に、工業専門学校に転換を命ぜられ、茲に日本海岸唯一の高等商業学校の解消と云う誠に遺憾なる事態に立到ったのである。併し一度国家意思として之が決定を見た上は、翻然、決戦国家のため此の国策に従ふは、職を国に奉ずる者の責務として甘受し、爾来約半歳、その間創立以来勤続の老教授初め大多数の教官が、内地は勿論、南方、或いは大陸に新しき職域を求めて再び學術報国の至誠に燃えつつ、既に袂を分ち、又近く、分たんとしてゐる。

第3節 高岡工業専門学校創設

昭和19（1944）年3月28日付勅令第165号をもって文部省直轄諸学校官制が改正され、高岡経済専門学校を転換し「高岡工業専門学校」が設置された。高岡経済専門学校は生徒の募集を中止し在校生が卒業するまで工業専門学校に附設されることになった。

転換した工専は、高商の校地・校舎・校具・図書

をそのまま転用し、校長は高商の校長長崎太郎が任命され、附設の経専校長を兼任した。教官は高商で教養科目や体操を担当した教官の若干名が留任したほか、発足当初は工学系の専任教官は2名のみで、あとは工場技師らを非常勤講師とし授業が行われた。

昭和19年4月24日には文部省令をもって「官立工業専門学校規程」が制定された。これにより従来の各学校ごとの規程はすべて廃止され、学則および学科を全国一律のものとし、学科目についても多岐にわたっていたのを整理統合し、画一的な標準学科課程が定められた。

この改正の目的は、従来の自由主義的傾向を払拭し、また、余りに細分化された科目分類を整理統合して、相互の連絡を密にするとともに、内容の理論に偏することを改め、勤労意欲および能力に富む現場産業戦士を画一的に養成せんとしたものであり、規程第三条では、「授業八教授及修練トス」と規定された。修練なる語は、実験実習、教練、体錬、勤労働員等を通じて人間を練りあげんとすることを意味した。学科課程でとくに目立つ点としては、道義、人文、教練、体錬の時間配当が従前の修身、体操に比して著しく増加した。道義、人文は日本精神高揚、日本古典の講読を主とし、教練時間の増加は軍事目的によるものである。また、学生生徒の勤労奉仕は当初は錬成の方法として行われ、その回数も少なかったが、戦局の緊迫化とともに戦力増強の一環として増加されるとともに授業としてみなされた。

1 官立工業専門学校規程

官立工業専門学校規程（抄）

（昭和十九年四月二十四日省令）

- 第一条 官立工業専門学校ニ於テハ専門学校令第一条ノ本旨ニ基キ工業ニ関スル高等ノ教育ヲ施ス
- 第二条 官立工業専門学校ノ修業年限ハ三年トス
- 第三条 官立専門学校ノ授業八教授及修練トス教授要綱及修練要綱ハ別ニ之ヲ定ム
- 第四条 官立工業専門学校並ニ其ノ科及学科ハ第一号表ニ依ル（略）
- 第五条 官立工業専門学校ノ各学科ノ学科目及其ノ

授業時数ハ第二号表ニ依ル(略)学科長ハ特別ノ必要アルトキハ各学科目ノ全学年ヲ通ズル総授業時数ヲ減少セザル範囲内ニ於テ其ノ学科目ノ各学年ニ於ケル授業時数ヲ変更スルコトヲ得

第六条 官立工業専門学校ノ別科ハ主トシテ工業ニ関スル簡易ナル課程ヲ履修セシムルモノトス別科ニ関スル規程ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ学校長之ヲ定ム

第七条 官立工業専門学校ノ卒業者若ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニシテ工業ニ関スル特殊事項ニ付更ニ研究セントスル者ハ之ヲ研究生トシテ二年以内在学セシムルコトヲ得

第八条 官立工業専門学校ノ学科目中一学科目若ハ数学科目ヲ選択シテ其ノ課程ヲ履修セントスル者ハ之ヲ選科生トシテ三年以内在学セシムルコトヲ得

2 官立工専の規則準則の通牒

官立工業専門学校規程に則り各学校の規則を制定するにあたって、昭和19(1944)年6月24日に文部省専門教育局長より各専門学校に対し「種類別官立専門学校規程制定ニ関スル件」が通牒され、「標記ノ件ニ関シテハ左記ノ如ク文部省令ヲ以テ公布相成タルニ付右御了知ノ上之ガ実施上遺憾ナキヲ期セラレ度 尚本規程ニ基ク貴校規則ノ制定又ハ改正ニ関シテハ別紙準則及規則制定上留意スベキ事項ニ依リ至急手続相成度」と指示された。

規則制定上留意スベキ事項

- 一、各種別学校規程ノ学科課程表中増課及其ノ授業時数ハ之ヲ各学校規程(省令)ノ備考ニ基キ他ノ学科目ニ配当シ又ハ新ナル学科目ヲ別ニ設ケ之ニ配当シテ表ハシ特別ニ増課トシテノ標示ヲナサザルコト 一学科ヲ級又ハ組ニ分チ異ナル学科目ヲ課スル場合ハ×印ヲ附シ適宜表スコト
- 二、学期ハ三学期制ヲ原則トスルモ特別ノ必要アル場合ニハ二学期制トナスコトヲ得ルコト
- 三、無試験検定制度ヲ設クル場合ニ於テハ此ノ制度ニ依リ入学ヲ許可スベキ員数ノ各学科募集人員ニ対スル比率ハ五分ノ一以内ニ於テ定ム

ルコト

四、授業料、研究料、入学検定料及入学料ノ徴収又ハ免除ニ付テハ今後本準則ニ依リ各学校何レモ同様ナル取扱ヲナスコトト相成タルモ既ニ現行規定ニ依リ徴収又ハ免除ノ処置ヲナシタル場合等ハ此等ノ事項ニ関スル限り附則ヲ以テ左ノ如ク規定スルコト

「本則ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ第 条及第 条ノ規程ハ昭十一九年 月 日ヨリ之ヲ施行ス」又ハ「 二関シテハ仍従前ノ例ニ依ル」(本条ハ特定範囲ノ者ニ付旧規定ヲ適用スル場合ニ規定スルコト)

五、既ニ規則制定乃至改正ノ申請相成タル向モ本通牒ニ基キ更メテ之ガ申請ヲナスコト

六、本準則ハ一ノ標準ヲ示スモノナルヲ以テ学校ノ事情ニ応シ章若ハ条ヲ省略シ又ハ更ニ詳細ナル規定ヲ設クルコトヲ得ルコト

七、修業年限、学科課程、入学銓衡ノ方法等ニ関スル事項ハ修業年限ノ短縮若ハ学徒動員等ノ臨時措置ニ不拘常態ノ場合ヲ規定スルコト

本校の職員については昭和19年3月28日に文部省直轄諸学校職員定員令中改正が行われ、校長1人、教授10人、生徒主事1人、助教授4人、助手1人、書記2人、生徒主事補1人と定められた。学科については官立工業専門学校規程で、本科第一部に機械科・電気科・化学工業科・金属工業科の四科が設置された。「高岡工業専門学校規則」は昭和20(1945)年2月21日に規則制定の件が許可された。

3 高岡工業専門学校規則制定

高岡工業専門学校規則(抄)

(昭和二十年二月二十一日制定)

第一章 総 則

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ皇国ノ道ニ則リテ工業ニ関スル高等ノ教育ヲ施シ国家有用ノ人物ヲ錬成スルヲ以テ目的トス

第二条 本校ノ修業年限ハ三年トス

第三条 本校ノ学科ハ左ノ如シ

機械科 電気科 化学工業科 金属工業科

第四条 本校ニ研究生及選科生ヲ置クコトアルベシ

第二章 授 業

第五条 授業ハ教授及修練トス 修練ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第六条 本科各学科ノ学科目及其ノ授業時数左ノ如シ(略)但シ特別ノ必要アルトキハ各学科目ノ全学年ヲ通ズル総授業時数ヲ減少セザル範囲内ニ於テ学科目ノ各学年ニ於ケル授業時数ヲ変更シ又ハ授業時間外其ノ他ニ於テ臨時講義若ハ実験実習又ハ教練ヲ課スルコトアルベシ

学 科 目 (各科各学年授業総時数1,477)

【機械科】道義 人文 教練 体鍊 外国語 数学 物理 化学 材料力学 工業材料 精密測定 電気 熱機関 水力機械 機械設計 機械工作 航空機 自動車 運輸機械 工業経営 設計製図 実験実習

【電気科】道義 人文 教練 体鍊 外国語 数学 物理 化学 電気磁気 電気計測 機械製作 原動機 電気事業法規 電気通信 配電 電気応用発送 電気機器 工業経営 設計製図 実験実習

【化学工業科】道義 人文 教練 体鍊 外国語 数学 物理 物理化学 無機化学 有機化学 電気 機械 化学機械 分析化学 工業経営 電気化学工業 無機化学工業 実験実習 有機化学工業

【金属工業科】道義 人文 教練 体鍊 外国語 数学 物理 化学 生産冶金 電気機械 金属材料 金属鑄造 金属加工 工業経営 設計製図 実験実習

第三章 学年、学期等

第七条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第八条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 自四月一日 至八月三十一日

第二学期 自九月一日 至十二月三十一日

第三学期 自一月一日 至三月三十一日

第九条 教授ヲ行ハザル日左ノ如シ

- 一、祭日 二、祝日 三、本校創立記念日
- 四、学校長ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ日曜日並ニ七月末、八月中、十二月末、一月始、三月末其ノ他ニ於テ教授ヲ行ハザルコトアルベシ

ルベシ

第四章 入学、休学、退学等

第十条 生徒ヲ入学セシムベキ時期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十一条 本校ニ入学ヲ許可スベキ者ハ左ノ各号ノ一ニ該当シ且本校所定ノ入学検定ニ合格シタル者タルベシ

- 一 中学校卒業者
- 二 修業年限五年ノ中学校ノ第四学年修了者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アルト認メラレタル者
- 三 専門学校入学者検定規程ニ依リ無試験検定ノ指定ヲ受ケタル者
- 四 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者

第十二条 入学検定ハ人物、学力及身体ニ付之ヲ行フ 学力検定ハ試験検定及無試験検定トス 試験ノ方法ハ其ノ都度之ヲ定ム

第十三条 無試験検定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ当該出身学校長ニ於テ特ニ成績優秀ナル者トシテ推薦シタル者タルコトヲ要ス 無試験検定ニ依リ入学ヲ許可スベキ者ノ員数ハ各学科募集人員ノ五分ノ一以内トス

第十四条 特別ノ事情アルトキニ限り第二学年以上ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ 第二学年以上ニ入学ヲ許可スベキ者ハ第十一条所定ノ資格ヲ有シ且前各学年ノ授業課程ニ付其ノ修了程度ニ依リ施行スル詮衡試験ニ合格シタル者タルベシ

第十五条 退学シタル者再入学ヲ志願スルトキハ詮衡ノ上原学年以下ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第二十六条 陸軍若ハ海軍ノ現役ニ服シ又ハ召集ニズル者ハ其ノ服役又ハ召集期間中ハ休学トス

第五章 修了及卒業

第三十条 各学年ノ修了ハ当該学年ニ於ケル教授及修練ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ム

第三十一条 前条ノ考査ニ合格シタル者ハ之ヲ進級セシメ合格セザル者ハ次学年ノ始ヨリ原学年ノ課程ヲ再修セシム

第三十二条 本校所定ノ全課程ヲ修了シタル者ニハ

卒業証書（第一号書式）ヲ授与ス

第三十三条 第三学年ノ成績考査ニ合格セザル者ニハ詮議ノ上其ノ卒業ヲ延期シ再考査ヲ受ケシムルコトアルベシ 再考査ニ合格シタルトキハ卒業証書ヲ授与ス

第七章 研 究 生

第三十八条 本校若ハ他ノ専門学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ工業ニ関スル特殊事項ニ付更ニ研究セントスル者ハ詮議ノ上之ヲ研究生トシテ入学ヲ許可スルコトアルベシ 研究生ノ在学期間ハ二年以内トス

第八章 選 科 生

第四十七条 本校所定ノ学科目中一学科目又ハ数学科目ヲ選択シテ其ノ課程ヲ履修セントスル者ハ詮議ノ上之ヲ選科生トシテ入学ヲ許可スルコトアルベシ 選科生ノ在学期間ハ三年以内トス

第九章 委 託 生

第五十二条 本校ハ官庁其ノ他ノ委嘱アル場合ニハ詮議ノ上設備ノ許ス限り委託生ヲ置クコトアルベシ

第五十三条 委託生ハ本科生又ハ選科生トシテ入学セシム但シ本科生トシテ入学シ得ル者ハ第十一条ノ資格ヲ有スル者タルベシ

4 第1回生の入学式を迎えて

高岡工専第1回入学試験は昭和19（1944）年4月16日に本校および金沢工業専門学校で第一次検定が施行され、1,775名が応募した。第二次検定は4月25日に本校で行われ、機械・電気・化学工業・金属工業の各科各40名宛、合計160名の入学が許可された。

入学式は5月3日午前9時から本校講堂で、附設の経済専門学校在學生ならびに入學生の父兄が列席し挙行された。式は国民儀礼について長崎校長より時局に対処して転換した本校の使命にかんがみ、生徒の一層の奮起を促す訓示があり、入學生を代表して金森和夫が学校も戦場なりの精神を新たにし、勝ち抜くため生産技術の研究錬磨に邁進せんと力強い決意を披瀝して閉式。引き続き11時半から仰嶽寮講

堂で入寮式が行われた。

政府は昭和19年1月に「緊急学徒勤労働員方策要綱」を閣議決定し、従来「教育実践の一環」として実施されてきた勤労働員をさらに強化し、「勤労即教育」に徹し、「総合的且ツ計画的ナル学徒勤労働員ヲ強力ニ実施シ、戦力増強ニ挺身セシムルト共ニ戦局ノ現段階ニ処スベキ学徒ノ教育錬成ヲ完カラシムル」とともに、中等学校以上の学徒をそれぞれの軍需工業に長期勤労働員することを決めた。いわゆる学徒勤労働員通年制の実施である。これと併せて満12歳以上40歳までの未婚者をもって女子挺身隊が組織され、また、男子の17職種に対して転職が強要された。

ついで4月17日には学徒勤労働員に関し、「行学一体」「文武一如」「挙国勤労態勢ノ一新」を強調し、「コレ国家焦眉ノ要請」なりとの訓令を発し、学徒勤労働員の意義徹底をはかるとともに、文部省内に学徒勤労働本部が設置され、本部長に文部大臣、次長に文部次官が当たることになった。4月28日には「決戦非常措置要綱ニ基ク学校工場化実施ニ関スル件」が通牒され、学校を軍の特定工場に転用する学校工場化が実施に移されることになった。

さらに5月17日には「決戦非常措置要綱ニ基ク専門学校教育ニ関スル措置要綱ノ件」が通牒され、「勤労働員ヲシテ教育ノ一環タラシメ特ニ専門的技能ヲ通シテ生産トノ一体化ニカメ学行一体ノ錬成を期スル」方針のもと通年勤労働員の場合の実施要領が示された。

かくて勤労働員の通年制が実施されたが、これは国民勤労報国協力令により措置されていたもので、昭和19年8月22日に勅令第518号をもって「学徒勤労働令」が公布され、ここに学徒勤労働員の法的措置がとられることになり、名実ともに学校の通年勤労働員が成立することになった。

(1) 全寮制度の実施

長崎校長は工専第1回生を迎えるにあたり、高岡高商の寮であった仰嶽寮の伝統をそのまま新工業専門学校の生徒に継承させてこれを生活基礎訓練の根幹たらしめ、そのうえに逞しい技術学徒を養成したいとの念願をもって1年生全寮制度の方針を示した。これに対して仰嶽寮の全寮監および幹事は本制

度実施の趣旨には賛成したが、諸設備その他全寮制度実施の態勢には未だ不備の点があること、物心両面にわたり学校転換という複雑微妙な条件が伏在すること等の点から頗る難事であるとの不安がだされた。しかし長崎校長は全寮制に対し熱心かつ強い希望を抱き、寮監、幹事らも固く決意するところがあり、ついに全寮制度に踏み切ることになった。

かくて仰嶽寮は、昭和19年度から兄たる幹事は経済専門学校生、弟は平年に倍加する1年生の工業専門学校という複雑な構成のもと、まさに超満員の新生発足となり、その生活は忍苦精進の一言につきるものであった。ちなみに、仰嶽寮の呼称について大正12年に摂政宮殿下が北陸大演習に行啓されたとき、西砺波郡埴生村の「御野立所」において詠まれた「立山の空に聳ゆる雄々しさにならへとぞ思ふ御代の姿も」の歌に啓示されたということである。

寮生活ノ要旨

- 一、仰嶽寮八友愛和楽ノ家庭タルト共ニ学徒報國ノ修練道場ナリ
寮生八敬愛ノ至情ヲ以テ師友ニ接シ、常ニ礼節ヲ重ンジ互ニ相励ミ相戒シメ常ニ真摯敢闘克ク学徒報國ノ誠ヲ致シ以テ真ニ国家有為ノ人材トナラザルベカラズ
- 二、仰嶽寮八校風作興、校友士氣振励ノ淵源タリ
寮生八常ニ承詔必謹、特ニ教育勅語並ニ青少年学徒ニ賜ハリタル勅語ノ聖旨ヲ奉体シ、各自率先シテ校規寮則ヲ恪守シ、品性ヲ陶冶シ、学業ニ精励シ、身体ヲ鍛錬シ常ニ言行ヲ慎ミ以テ堅実ナル寮風ヲ樹立シ、校風ヲ振起セザルベカラズ
- 三、仰嶽寮八和衷協同挺身力行ヲ旨トス
寮生八歡喜力行、率先シテ各自其ノ責務ヲ果シ、戮力協心、己ヲ空シウシテ他ノ為ニ尽シ、強ク正シク理想的協同生活ノ実現ニ努ムベシ。徒ラニ血氣事ヲ愆リ、浅慮道ニ違フ事アルベカラズ
- 四、仰嶽寮生八全国ノ選秀ニシテ一家八固ヨリ国家社会ノ期待スル所大ナルモノアリ寮生八常ニ思ヲ茲ニ致シ、深ク君父ノ高恩ヲ感謝シ、自重自戒以テ忠孝ノ本義ヲ貫キ夙夜匪懈、以テ皇国青年学徒タルノ本分ヲ完ウスルノ覚悟ナカルベカラズ

綱 領

寮生八克ク和衷協同挺身力行進ンテ寮風ノ発揚校風ノ振作ニカメ常ニ学徒報國ノ誠ヲ致シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期ス

(2) 学校徽章制定と徽章「雪華図説」

時局下における学校の徽章についてはかねてより学校長からの希望意見があり、文部省で各官立専門学校徽章の制定につき考究中であつたが、学校の特殊事情その他各般の状況よりして統一しないこととし、ただし各学校で提案に当たっては文部省の承認を得て決定すること、また、現行徽章を引き続き使用する向きも同様に承認を要するとされ、昭和19年7月19日に文部省作成の参考図案を示し「学校徽章ニ関スル件」を各官立専門学校長に通牒した。

学校徽章制定ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ予而学校長ノ希望意見モ有之本省ニ於テ各官立専門学校徽章ノ制定ニ付種々考究中ノ処学校ノ特殊事情其ノ他各般ノ状況ヨリシテ之ガ統一ハ致サザルコトトシ各学校ニ於テ提案ノ上本省ノ承認ヲ經テ決定スルコトト相成タルニ付右御了知ノ上至急御手配相成度又現行徽章ヲ引続キ使用セラルル向モ本省ノ承認ヲ要スル儀ニ付御了知相成度

尚学校徽章制定ノ場合ハ左記留意事項ヲ参酌シ現行徽章ニ於テモ右ニ抵触スル向ハ改正相成度此段及通牒追而本省ニ於テ作製シタル参考図案別紙ノ通りニ有之右ニ学校ノ特色ヲ加味シ立案セラレタキニ付参考送付ス

記

学校徽章制定ノ留意事項

- 一、外国ノ神話其ノ他外国依存ノ色彩アリト認めラルルモノ及ローマ字ヲ使用セル図案ハ之ヲ避クルコト
- 一、文字ヲ横ニ配列ノ場合ハ右頭トスルコト
- 一、材質ニ付テハ資材ノ関係ヲ考慮シ金属ヲ使用セザル等ノ措置ヲ講ズルコト
- 一、徽章制定ノ承認ヲ求ムル場合ハ図案ト共ニ其ノ根拠並ニ材質ニ関スル説明書ヲ添付スルコト

本校では通牒の趣旨に則り徽章の制定を行うこと

とし、「雪華図説」の帽章図案を立案し、昭和19年10月16日に文部省専門教育局に提出、承認を経て徽章の制定が行われた。図案の「雪華図説」については次のように説明されている。

本校生徒の帽章図案は、これを『雪華図説』中の図譜によりて定む。『雪華図説』は、古河城主源利位が天保三年に出版せし著書にして、温度の相違によりて雪の結晶がその形状を異にする状態を、具さに観察記述せしものなり。帽章図案は、すなわちこの先覚的科学家が描ける雪華に他ならず。蓋し本校生徒の帽章をかかると雪華に象りしは、その意味するところ渺からずと雖も、今これを要約して左の三者となすを得べし。要するに本校の帽章は、これをして北の国・清浄高節日本的科学の精神等を象徴せしめんとせしものなり。

第4節 決戦教育措置 戦局の終焉

1 決戦教育措置要綱と学校授業の停止

昭和19(1944)年戦局はいよいよ緊迫し、この年の6月16日、北九州にB29二十機が来襲。以来本土への空襲は次第にひどくなり、秋ごろからいよいよ本格化して東京をはじめ各都市を灰燼にし、ついに東条内閣は総辞職した。米国はフィリピンに上陸を開始し、レイテ湾に進攻した日本艦隊生き残りの主力は、米軍機動部隊と接触し事実上潰滅した。つぎつぎの悲報に焦慮した第一航空艦隊司令長官大西中将は10月25日特攻攻撃を命じた。

政府は本土戦場化に対応すべき決戦施策の一環として、昭和20(1945)年3月18日「決戦教育措置要綱」を閣議決定した。これにより学校は、国民学校初等科を除き、昭和20年4月1日より昭和21(1946)年3月31日まで、原則として授業が全面的に停止されることになり、全学徒はすべて軍需生産、食糧増産、防空防衛、重要研究、その他直接決戦に緊要な業務に総動員されることになった。

決戦教育措置要綱

第一 方針

現下緊迫セル事態ニ即応スル為学徒ヲシテ国民防衛ノ一翼ヲラシムルト共ニ真摯生産ノ中核ヲラシムル為左ノ措置ヲ講ズルモノトス

第二 措置

- 一 全学徒ヲ食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究其ノ他直接決戦ニ緊要ナル業務ニ総動員ス
- 二 右目的達成ノ為国民学校初等科ヲ除キ学校ニ於ケル授業ハ昭和二十年四月一日ヨリ昭和二十一年三月三十一日ニ至ル期間原則トシテ之ヲ停止ス
国民学校初等科ニシテ特定ノ地域ニ在ルモノニ對シテハ昭和二十年三月十六日閣議決定学童疎開強化要綱ノ趣旨ニ依リ措置ス
- 三 学徒ノ動員ハ教職員及学徒ヲ打ツテ一丸トスル学徒隊ノ組織ヲ以テ之ニ當リ其ノ編成ニ付テハ所要ノ措置ヲ講ズ 但シ戦時重要研究ニ従事スル者ハ研究ニ専念セシム
- 四 動員中ノ学徒ニ對シテハ農村ニ在ルカ工場事業場等ニ就業スルカニ応ジ労作ト緊密ニ連繫シテ学徒ノ勉学修養ヲ適切ニ指導スルモノトス
- 五 進級ハ之ヲ認ムルモ進学ニ付テハ別ニ之ヲ定ム
- 六 戦争完遂ノ為特ニ緊要ナル専攻学科ヲ修メシムルヲ要スル学徒ニ對シテハ学校ニ於ケル授業モ亦之ヲ繼續実施スルモノトス 但シ此ノ場合ニ在リテハ能フ限り短期間ニ之ヲ完了セシムル措置ヲ講ズ
- 七 本要綱実施ノ為速ニ戦時教育令(仮称)ヲ制定スルモノトス

昭和20年5月22日には「学徒をして現状に応じ学業生産に精進し、学徒の心を一誠に歸し、一致団結以て青少年の本務の邁進せしめ、其の生活を死生苦楽を共にする兵営生活に準拠し、国土防衛の予備軍たらしめる」ため「戦時教育令」が公布された。これには特に次のような上論が付けられた。

上 論

皇祖考曩ニ国体ノ精華ニ基キテ教育ノ大本ヲ明ニシ一且緩急ノ際義勇奉公ノ節ヲ効サンコトヲ論シ給ヘリ今ヤ戦局ノ危急ニ臨ミ朕ハ忠誠純真ナル

青少年学徒ノ奮起ヲ嘉シ愈其ノ使命ヲ達成セシメンガ為枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ戦時教育令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戦時教育令は第三条において「食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究等戦時に緊切なる要務に挺身せしむると共に戦時に緊要なる教育訓練を行う為」教職員および学徒をもって「学徒隊」の組織を指示し、新たに学校別、職場別、地域別の各学徒隊が編成されることになった。かくて学園生活は、学徒勤労働員、学校工場化により軍国調一色に塗られ、学徒たちは食糧難に苦しみ、空襲にさらされながら、工員とともに終日労働に従事し、教職員もともに学徒の勤労指導に当たった。

第 5 節 第二次大戦後の混迷と学園の復興

1 学校再開と陸海軍諸学校学生の転入

敗戦によりわが国の政治経済文化および生活の全般が連合国軍最高司令部（GHQ）の占領下におかれることになった。文部省は昭和20（1945）年8月15日各学校に対し「太平洋戦争終結ニ際シ渙発シ賜ヘル大詔ノ聖旨奉体方」を発し、「師弟一心任ノ重キニ堪へ、祖孫一体道ノ遠キヲ忍ビテ教学ヲ荆棘ノ裡ニ再建シ、国力ヲ焦土ノ上ニ復興シ、以テ深遠ナル聖慮ニ応ヘ奉ラシメムルコトヲ期スベシ」と教学の再建を訓令した。

8月16日には学徒勤労働員が解除され、つづいて21日には戦時教育令の廃止を決定、24日には学校教練、戦時体錬、学校防空関係の訓令など一九法令の廃止が通達された。28日には全学校に対し授業再開の訓令が発せられ、併せて陸海軍諸学校出身者、在学者を国立学校へ転入学させることが決定された。在学学生で入営、入団した者の卒業、復学については、昭和18（1943）年にその取り扱いについて通牒が発せられており、仮卒業者には補講をなし、その他は原学年に復せしめることとされた。

陸海軍諸学校出身者および在学者等の文部省所管の諸学校に転入学させることは、終戦間もない昭和

20年8月28日に閣議決定され、9月5日および同月20日に「陸海軍諸学校出身者及在学者等高等専門学校転校又八編入学実施要領」（その一部を抜粋）が各学校長宛に通達された。

- 一 陸海軍諸学校出身者及在学者等中等学校、大学予科、専門学校及教員養成諸学校へ転校又八編入（以下転入学ト称ス）八別記銓衡基準ニ依リ取扱フコト（基準省略）
- 四 転入学志願者ノ銓衡ニ当リテハ口頭試問及身体検査ヲ行ヒ学科試験ハ之ヲ行ハザルコト
- 七 各学校ニ於テハ所定ノ入学定員ニ拘ラズ出来得ル限り入学セシムルモノトシ必要ニ応ジ学級ヲ増加シ又ハ二部教授等ヲ行フコト、右ニ関シ要スレバ臨時ノ入学定員ヲ設定スルコト

本校では、10月25～26日の両日にわたり復員学徒編入学銓衡試験が行われ、ついで11月15～16日の両日にも第二次復員学徒編入試験が施行された。復員学徒編入学者の入学式は11月26日に挙行された。

ときに敗戦の年の秋は食糧不足に加えて三度の台風が米作に大被害を与え、飢餓は国民の眼前に迫るという状態にあり、食糧事情の逼迫は学園にも深刻に影響して出席率が低下し、ついに長期休暇や転学の事態すら招くところとなった。文部省では高専、大学における食糧、宿舍難の緩和をはかるため、父兄または縁故者の居住地などで、転校先の学校、学科が現在在学中の学校学科と同種であるときには、関係学校長間で協議のうえ転校を許可することを決めた。

本校では12月23日に食糧宿舍等就学条件改善を目的とし本校に転校を出願する者ならびに外地および外国の工業専門学校引揚学徒の転入学出願者に対し銓衡試験が施行された。さらに翌21（1946）年2月6日には運輸省中央航空研究所教習部高等科生徒の本校転学出願者に対し銓衡試験が行われた。

こうして本校では他校に例をみないほど多数の転入学者があり、その数は250名にも及んだ。これを含めると昭和21年2月現在で工専在学学生は500名を数えることになり、この学生数の増加は、戦前復帰の原則によって工専廃止の気運にあった本校を、工専として存続させる実績を築いたものとして大きな意味をもつものであった。

2 高岡工業専門学校規則の制定

昭和21(1946)年2月、勅令により学校は平時に戻され、高等学校、専門学校は再び3年制となり、工業専門学校では生徒の臨時増募、第二部(夜間課程)等を廃止、各科定員も旧に復することとなった。文部省では理科系専門学校が戦時中の新設、転換により必要以上の数にのぼっているのにかんがみ、医科、工科系専門学校を大幅に縮減して満州事変以前の規模に縮小することを決め、昭和21年度から実施された。

昭和21年3月には官立工業専門学校規程が改正され、第三条の「授業八教授及修練トス」の項が削除された。学科課程では道義、人文、教練、体錬が削除されて公民、体育となり、授業総時数も4,431時数から3,780時数に削減された。それらによって生じた余剰時間を増課の名称にて各学校で自由な科目に割り当てられることになった。学科課程の改革については昭和22(1947)年に学制改革が予見されたためそれ以上の根本的な改革は行われなかった。

4月1日には勅令をもって「官立専門学校官制」が公布された。官制による専門学校の数は67校、工業専門学校は29校であった。このうち2校はもとの経済専門学校に再転換した。

本校では「工業専門学校教育内容改変二関スル件」ならびに「官立工業専門学校規程」の改正にもとづき、規則を改変し新しく「高岡工業専門学校規則」が制定された。改正規則は十二章、六十四条からなり、本校の目的について、旧規則では「本校八専門学校令ニ依リ皇国ノ道ニ則リテ工業ニ関スル高等ノ教育ヲ施シ国家有用ノ人物ヲ錬成スルヲ以テ目的トス」とあったのを、「本校は専門学校令に依って工業に関する高等の教育を施し社会文化の向上に須要な人物を育成するを以てその目的にする」と改められた。

3 高岡工業専門学校規則

高岡工業専門学校規則(抄)

(昭和21年4月1日施行)

第一章 総 則

第一条 本校は専門学校令に依って工業に関する高

等の教育を施し社会文化の向上に須要な人物を育成するを以てその目的とする。

第二条 本校の修業年限は三年とする。

第三条 本校の学科は下記の通りである。

機械科 電気科 化学工業科 金属工業科

第四条 本校に研究生及選科生を置くことがある。

第二章 授 業

第五条 本科各学科の学科目及その授業時数は下記の通りである。(略)

但特別の必要あるときは授業時間外に於て適宜授業を課すことがある。

学科目及び毎週授業時数三年合計

【機械科】公民6 体育6 外国語10 数学8 物理8 化学3 工業力学2 材料力学3 工業材料3 演習7 水力学及水力機械2 機械設計5 機械工作6 精密測定2 電気3 工業経営3 設計製図13 実験実習18 熱力学及熱機関5 農業1 特殊機械3 金属加工 3 生産冶金 2 計117
備考 印は「金属加工」を主として修める者に課する

【電気科】公民6 体育6 外国語10 数学8 物理8 化学2 電気基礎学8 電気計測4 機械製作4 原動機2 電気機器8 配電配電4 電気応用4 電気事業及法規1 電気通信5 工業経営3 設計製図13 実験実習13 農業1 演習7 計117

【化学工業科】公民6 体育6 外国語12 数学8 物理7 無機化学3 有機化学3 分析化学1 物理化学4 電気2 機械2 化学機械5 農業1 無機化学工業4 有機化学工業6 電気化学工業2 工業経営2 設計製図8 実験実習29 演習6 計117

【金属工業科】公民6 体育6 外国語10 数学8 物理7 化学7 電気3 機械5 生産冶金8 金属材料6 金属鑄造6 金属加工6 工業経営3 設計製図12 実験実習16 農業1 演習7 計117

第三章 学年、学期

第六条 学年は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る。

第七条 学年を分けて下記の三学期とする。

第一学期 自四月一日 至八月三十一日

第二学期 自九月一日 至十二月三十一日

第三学期 自一月一日 至三月三十一日

第八条 授業を行わない日は次の通りである。

日曜日，祭日，祝日，本校創立記念日

学校長が必要と認める場合には七月末、八月中、十二月末、一月始、三月末その他に於て教授を行はざることあるべし。

第四章 入学、休学、退学等

第九条 生徒を入学させる時期は特別の事情のない限り学年の始より三十日以内とする。

第十条 本校に入学を許可すべき者は下記の各号の一に該当し且本校所定の入学検定に合格した者とする。

- 一、中学校卒業者
- 二、専門学校入学者検定規程により無試験検定の指定を受けた者
- 三、専門学校入学者検定規程により試験検定に合格した者

第十一条 入学検定は人物、学力及身体に付て行ふ。

学力検定は試験検定及無試験検定とする。検定の方法は其の都度之を定める。

第十二条 無試験検定を受けることの出来る者は当該出身学校長が特に成績優良な者として推薦した者であることを要する。無試験検定に依つて入学を許可すべき者の員数は各学科募集人員の五分の一以内とする。

第十三条 特別の事情のあるときに限り第二学年以上に入学を許可することがある。第二学年以上に入学を許可すべき者は第十条所定の資格を有し本校の銓衡試験に合格した者とする。

第十四条 退学した者が再入学を志願するときは銓衡の上原学年以下に入学を許可することがある。

第十五条 入学志願者は本校所定の左の書類に入学検定料金百円を添えて指定期間内に学校長に提出する。但し前条の規定による入学志願者は第二号乃至第四号の書類を省略することが出来る。

一、入学願書

二、出身学校の成績証明書又は実業学校卒業程度検定者若は第十条第三号の検定合格証明書

三、写真

四、出身学校長推薦書（無試験検定を受ける者に限る）

既納の入学検定料は如何なる事由があつても之を還付しない。

第十六条 入学を許可せられた者は保証人を定めて指定の期間内に本校所定の誓書に戸籍抄本及入学料金二十五円を添えて学校長に提出する。所定の期間内に下記の手続を怠り又は手続きを完了しても無届けにて入学式又は所定の登校日に登校しない者は入学の意思のない者として入学を取消することがある。既納の入学料は如何なる事由があつても之を還付しない。

第十七条 保証人は父兄又は後見人等で生徒の身上に係る一切の事項について其の責に任ずる者であることを要する。

第十八条 入学を許可せられた者は住所を入学後二十日以内に届出るべきである。

第十九条 本人及保証人の身分上の異動又は住所の変更あつたときは直に届出るべきである。

第二十条 生徒の服装は本校所定の服制に依ることが原則である。

第二十一条 疾病其の他已むを得ない事由に依つて欠席しようとするときは其の事由を具して届出ることが必要である。

第二十二条 生徒は学校長の許可を受けなければ他の学校に入学を志願し又は各種の試験に 응 することが出来ない。

第二十三条 疾病其の他已むを得ない事由によつて三月以上修学することが出来ないと料する者は医師の診断書その他事由を証する書類を添えて保証人連署の上願出て学校長の許可を受けて一年以内休学することが出来る。特別の事情ある場合には学校長の許可を受けて更に一年以内休学することが出来る。

第二十四条 学校長は特別の必要があると認められた者には休学を命ずることがある。

第二十五条 休学の事由が止んだときは詮議の上原

学年以下に復学することが出来る。

第二十六条 疾病其の他已むを得ない事由によって退学しようとする者は其の事由を詳記して保証人連署を以て学校長の許可を受くべきである。

第二十七条 学校長は疾病其の他の事由に依って成業の見込がないと認められた者又は授業料等を納付しない者には退学を命ずることがある。

第五章 修了及卒業

第二十八条 或学年に一年在学した者は次の学年に進ませる。但し原学年に止まることを希望する者は此の限りでない。

第二十九条 或学科目を修了したと認定した者には学校長は認定の証明を与えることが出来る。

第三十条 三年以上在学し本校所定の全課程を修了した者には学校長は卒業証書を授与することが出来る。

第三十一条 成績考査に関する規定は学校長別に之を定める。

第六章 問 責

第三十二条 生徒にして本校規則に違背し又は生徒の本分に悖る行為を為した時はその責任を問う。その方法については学校長は別に之を定める。

第七章 研 究 生

第三十三条 本校若は他の専門学校卒業生又は之と同等以上の学力を有する者で工業に関する特殊事項について更に研究しようとする者は詮議の上之を研究生として入学を許可することがある。研究生の在学期間は二年以内とする。

第三十四条 研究生を希望する者は其の学歴、研究事項及在学期間を具して学校長に願出ることが必要である。研究生は学年の中途に於ても入学を許可することがある。

第三十五条 研究生は本校に於て研究に従事するものとする。但必要のある場合には期間を限って学校外に於て従事してもよい。

第三十六条 研究生は其の研究を修了したときに研究報告書を学校長に提出する。

第三十七条 研究報告書を考査して其の成績佳良と認められた者には研究証明書を授与する。

第三十八条 研究生は本校所定の服制に依らないことが出来る。

第三十九条 研究生は研究料として年額四百円を指定の期日迄に納付する。但研究料は学校長の見込に依って其の一部又は全部を免除することがある。研究料を月割を以て納付する場合には其の月割額は金二十三円五十銭とする。既納の研究料は如何なる事由があつても之を還付しない。

第四十条 第三十四条二項の規定に依って学年の中途に於て入学した者に対する其の学年の研究料は当月分より月割を以て之を納付する。

第四十一条 研究生については別段の規定のない限り本科生に関する規定を準用する。

第八章 選 科 生

第四十二条 本校所定の学科目中一学科目又は数学科目を選択して其の課程を履修しようとする者は詮議の上之を選科生として入学を許可することがある。選科生の在学期間は三年以内とする。

第四十三条 選科生として入学を許可すべき者は学校長が当該選修学科目を学修するに充分な学力があると認められた者である。

第四十四条 選科生は学年の中途に於ても入学を許可することがある。

第四十五条 選科生で成績考査に合格した者には選修した学科目の修了証書を授与する。

第四十六条 選科生については別段の規定のない限り本科生に関する規定を準用する。

第九章 委 託 生

第四十七条 本校は官庁其の他の委嘱ある場合には詮議の上設備の許す限り委託生を置くことがある。

第四十八条 委託生は本科生又は選科生をして入学させる。但本科生として入学出来る者は第十条の資格を有する者であることが必要である。

第四十九条 委託生は本校所定の服制に依らないことが出来る。

第十章 外国人生徒

第五十条 外国人で入学しようとする者があるときは文部省直轄学校外国人特別入学規程の定める所に依って之を許可することがある。

第五十一条 外国人生徒については別段の規定のない限り本科生、研究生又は選科生に関する規定を準用する。

第十一章 授 業 料

第五十二条 授業料は本科生は年額金四百円、選科生は一学年一科目に付金二十円とする。

第五十三条 授業料は左の二期にわけて納付する。

第一期（自四月至九月）

【本科生】金二百円

【選科生】金十円（一科目に付）

【納付期日】自四月一日至四月十日

第二期（自十月至三月）

【本科生】金二百円

【選科生】金十円（一科目に付）

【納付期日】自十月一日至十月十日

授業料を月割を以て納付する場合には其の月割額は本科生は二十三円五十銭、選科生は一科目につき金二円とする。

第五十四条 実業学校教育養成規程第一条第三項の規定により卒業後実業学校の教職に従事しようとする者に対しては願出に依り授業料を免除することがある。前項の願出者には免除の決定に至る迄その期の授業料の徴収を猶予する。

第五十五条 家庭の事情に依り学資の支弁困難な者には詮議の上授業料を減免することがある。前項の規定に依る授業料の減免はその事由を欠くと認められるようになったときは之を止める。

第五十六条 休学者に対しては授業料を免除する。

第五十七条 前二条の規定による授業料の減免は次期分より之を為すものとする。但授業料納付期間前に減免の決定を為した場合には次月分より之を為すものとする。前項の規定は退学者に之を準用する。

第五十八条 下記の各号の一に該当する者は当月分より月割を以てその期の授業料を納付する。

一、第二十五条の規定により復学した者

一、第五十四条の適用を受けた者で実業学校教員となる志望を変更した者

第五十五条 第二項の規定に依り授業料の減免を止められた者は次月分より月割を以てその期の授業料を納付することを要する。

第四十四条の規定に依り学年の中途の於て入学した者に対するその期の授業料に付ては第一項の規定を適用する。前二項の授業料の納付期日はその都度之を指定する。

第五十九条 既納の授業料は如何なる事由があつても之を還付しない。

第十二章 寄 宿 舎

第六十条 本校に寄宿舎を設置する。

第六十一条 寄宿料は年額金百五十円とし左の二期にわけて授業料と同時に之を納付する。

第一期 金七十五円 第二期 七十五円

寄宿料を月割を以て納付する場合にはその月割額は金十二円五十銭とする。

第六十二条 期中の中途に於て入舎する者のその期の寄宿料は当月分より、納付期限前に退舎する者の寄宿料は当月分迄之を徴収する。前項の寄宿料の納付期日はその都度之を指定する。

第六十三条 既納に寄宿料は如何なる事由があつても之を還付しない。

附 則

本則は昭和二十一年四月一日より之を適用する。

但昭和二十一年度に限り入学検定料及入学料は従前に依る。

4 高岡経済専門学校の復活運動と工業専門学校存続運動の展開

昭和20（1945）年8月15日に終戦となった。終戦となり文部省では戦時中に理科偏在となった現状を戦前の状態に復帰せしめる方針がとられ、転換した工業専門学校についても、もとの経済専門学校に再転換される気運にあった。一方、工業専門学校で戦災により校舎設備の復興が十分でない学校、また、新設後日が浅く設備が十分整っていない学校に対して生徒募集の延期または停止する措置がとられるこ

とになった。本校は経専の転換校であり、それに加えて工専転換の条件であった工芸学校の移管が実現しないという事態は工専存続にとって大きな不安であった。

終戦の年は三たびの台風に襲われて米作は大被害を受け深刻な食糧不足となり、また、運輸省では石炭事情の逼迫から文部省と協議のうえ12月10日から1月31日まで通学定期の使用および発行を停止し、各学校では長期の冬季休暇が実施されることになった。本校は2月10日まで休暇が実施され11日より第三学期の授業が開始された。学生が学校に集まってみると自分たちの工専は経専へ再転換が有力視されるという事態になっており、全学生500名の不安が高まった。この事態に生徒会委員は早速協議の結果、「官立工専の絶対的な存続運動」を展開することになり、13日に学生大会が開催された。

大会の模様を「北日本新聞」(昭和21年2月14日付)は「高岡工専校擁護の烽火 昨日学生大会開き熱烈な叫び」の見出しで次のように報道している。

工専存続擁護の烽火をあげた工専学徒五百名の学生大会は、十三日午前十時から同校々庭で開催されたが、純情学徒の意気昂然たるものあり、巷に喧伝されている県立工専への転落云々なる噂を一蹴してあくまで官立工専の存続を要望する熱烈な叫びを挙げた。しかしその意見は工専、経専両立の機会均等たる穩健妥当なものを有し左記の総意を反映した宣言決議文を可決し、文部省当局の要路へ打電し代表者を送ると共に十四日県で開催される県下教育家、実業家、有力者懇談協議会へ出席するメンバーへそれぞれ手交して協力を求めた。

宣 言 文

吾等今後の目的は実に祖国復興再建にあり、吾等工業専門学校生徒は科学技術の修得、自然真理の探究に邁進以て日本文化の再建、世界文化の一翼に寄与致したきと念願するものなり、惟ふに本県は本邦第一の電力県であり、近県は勿論、遠くは京浜阪神二大工業地を背景としこの活躍地区たりや実に広大なり、一見するに富山県を除いては北陸に工業県なし、実に本県こそ日本有数の工業県と言はざるべからず、然して本県の発展は勢ひ祖国の復興発展であり、世界の進運に寄与し得る

ものと確信す、地方有志の有する意向も実に斯の如く日本の工業国として発足するか否かは実に日本の死活問題にして絶対的に工業を発展せしめる必要は何人と雖も認めざるべからず、此時高等商業学校卒業生の母校の復活問題にのみとらはれ、客観的立脚地を無視したる運動をば吾々深く猛省を促すものなり、今にして吾校を廃止せば再び工専校の設置を見るあたわず、吾等断じて工専を存続せしめ吾校発展に邁進せん事を宣言す、吾等決して高商復活をさまたげたるものにあらず、高商を復活せしめることも理あればあへて辞せず、吾等此処に吾校の立場を闡明し、平等の機会を要求せるものなり。

昭和20年12月までの段階では、文部省は戦前復帰の基本方針で高岡工専を経専に再転換される方針でのぞんだ。12月4日には高岡経専の同窓会である高陵会が、同じく工専に転換させられた彦根経専、和歌山経専の同窓会と呼応し大会を開いて経専復活へ氣勢をあげた。一方、県内では日本海沿岸における最大の工業県であるという地域性に立脚し、工業の発展のため、工専の存続を望む意見も強く、県もそれを容れて経専と工専の二校併置を陳情していく方向へと傾いた。

昭和21(1946)年1月13日には高陵会が経専への復活を明確なものにし、4月の新学期に間に合わせるため改めて「高商復活期成大会」をひらき強い決意を表明した。その日の模様を「北日本新聞」(1月15日付)は「不当なる軍閥官僚により、不合理なる転換を強行され、心の故郷を失いつつも隠忍涙をのんできた三千数百名を擁する高岡高商高陵会員の復活運動は、今や地下運動から脱皮し、一躍表面化するに至り、同じく犠牲になった彦根高商の陵水会、和歌山高商の柑櫛会と相携え、三校の同窓会は相互に緊密な共同戦線を展開するに至った」と報道している。

一方、高岡工専では2月13日に新学期がはじまるとともに、緊急教官会議が開かれ、校長と教官代表が上京し工専存続について文部省に陳情が行われた。また、学生も学生大会をひらき代表が宣言文を携えて文部省に陳情、高岡の会社関係からも代表が上京し、教官とともに多彩な運動を展開した。

こうして県内では工専存続、経専復活、工専・経専の二校併置と意見が三様に分かれ、三つ巴となって白熱化するところとなった。文部省の意向としては敗戦の現実からして二校併置は不可能であるとし、工専か、経専か、地元総意の反映により政治的に解決されるという状態にあり、県議会では輿論をまとめるため2月23日に官立工専一本に統一する決議が行われた。これをもとに知事をはじめ工専存続の陳情運動が熱心に続けられ、文部省では経専から転換した彦根、和歌山、高岡に視学官を派遣して現地視察が行われた。その調査報告をもとに省議がひられ、富山県の工業的地盤をも併せ考慮し、高岡のみ工専のまま存続することになり、ほかは経専に再転換されることが最終的に決定された。

昭和21年3月12日に高岡工業専門学校の存続が公表され、併せて生徒募集要項が公示された。募集人員は機械科60名、電気科30名、化学工業科30名であった。本年度入学試験は5月8日から4日間本校で施行され、同月31日に第3回入学式が挙行された。

経専復活については当時の前田文相のもとで省議決定として工専の経専再転換が決められており、田中学校教育局長もその考えで通し、昭和21年2月段階には工専柏校長に対し、4月から「経専」として生徒募集を行うよう指示されていた。それが急転して工専存続となったのであるが、経専復活の運動は根強く続けられ、昭和21年7月6日には高岡市議会で「県立高岡経済専門学校設立に関する意見書」が満場一致で可決され田中知事に提出された。高岡市では経専設立に備え高周波の青年学校を買収する案をたてたが、県立経専の案はそれ以上に進展を見ないまま止んだ。

昭和21年11月1日には高陵会の東京在住者により「高岡経済専門学校復活ニツイテ」の陳情書が再度文部大臣に提出された。続いて11月5日には「高岡経専復活ト県立工芸学校昇格ニツイテ」の建白書が県知事と県議会議長に提出された。工専存続、経専復活の運動がおこった当時においても、文部省に工専と経専の両校存続の可否を打診し、もし工専存続に難色があれば、経専を復活の上、隣接地の県立工芸学校に県立工専を併設するという構想が、高岡市当局のほか識者の間で有力な代案として考えられていた。当時の高岡市長は高陵会会長の堀健治であった。

高岡経専校復活ト県立工芸学校昇格ニツイテ

別紙添付文部大臣宛陳情書ニ示ス如ク、高岡経済専門学校復活ノ為蹶起シタ吾々ハ、同校所在地ノ自治行政首脳者ニ対シ、高岡工業専門学校廃止ヲ前提トスル富山県立工芸学校ノ昇格ニ関シテ建議スル。高岡工業専門学校ハ、吾々ノ母校ヲ塗替ヘテカラ本年漸ク定員ヲ充シタニスギズ、吾々校友ノ寄贈シタ創校十周年記念会館ニ臆面モナク生徒ヲ寄宿セシメ、何等工専校ラシキ施設モナク、廃校必至ト見ラレル。富山県ニハカカル似而非工業専門学校ヲ吾ガ母校ノ犠牲ニ於テ捏造セズトモ、明治二十七年創校ノ県立工芸学校アリ、其レニ隣シテ大正二年開設ノ県立工業試験場ガアル。之ニ工業専門部ヲ附設スレバ現在ノ工専校ノヤウナ非難モナク教育ノ実モ發揮サレルノdeal。

昭和十三年富山県会ハ県下ニ官立高等工業学校ヲ設置スベシト云フ建議案ヲ可決シタガ、ソレハ財政的負担ニ堪ヘナイ点モアルノミナラズ、教育ノ中央集権化ニ眩惑セラレテ脚下ノ県立工芸学校ヲ忘却シテ了ツタカラdeal。同校ガ専門部ヲ増設スル為ノ負担トナル失費ハ僅少ナモノデアリ、先年県立富山高等学校ガ官立ニ移管サレタ関係モアリ、県財政ノ教育費トシテ別段顕著ナ問題タルベキコトハナイト思ワレル。

之ヲカノ高岡工業専門学校ガ校長以下九十九名ノ職員ヲ擁シ校費ノ八割以上ヲ人件費ニ充テ、全ク失業救済機関トナツテ居ルコトト比較スレバ、其ノ利害ハ明白deal(中略)。吾々ハ同校廃止ニ伴フベキ犠牲ヲ最小限ニ止メ、同校ニ子弟ヲ送ルベキ一部地方民ノ失望ヲ救フベク、如上ノ提案ヲ行フ。

建白書は高岡経済専門学校校友代表浅田清松以下同窓会理事の名が列記され、総務室の所在地は東京都中野区となっており、経専復活運動は東京に舞台を移して続けられていった。昭和22(1947)年10月12日には東京の富山県人会が富山県に総合大学を設立することを決議し、これを口火として新制富山大学設置の運動がおこり、経専復活運動も富山大学経済学部設置の運動へとかわっていった。

5 金属工業科廃止問題と復活運動

高岡工業専門学校が公表され、昭和21年度の生徒募集が行われたが、それには金属工業科が除外されていた。金属工業科の廃止は工専存続問題がおこる以前から予定されていたもので、高岡市の鋳物産業や電炉など地元金属業界からも金属工業科の廃止は不合理であるとの声が高まり、そうした世論のもとに養田教授を中心に存続運動が進められていたところへ工専存続問題がおこった。問題はさらに大きな学校の存続問題であり、その方が先決とされそちらの運動に奔走することになった。金属工業科がなぜ廃止されたのか、富山大学名誉教授養田實は『富山大学工学部同窓会会報』第十七号で次のように回想している。

二月二十二日佐藤視学官が来校されて、教官と懇談会が開かれた時、化学科の藤木教官が、この地方としては金属工業が昔から盛んであるのに、廃止されたのはどうも残念である、と意見を述べてくれた。私も何故廃止されたのかと尋ねてみたが、視学官の答は『私は知合の学生等が将来の専門に関して相談にくる時には、日本は金属の材質の面が非常に遅れているからそっちへ行ってはどうかと薦めるくらいであって、私としては金属工業の必要なことは十分良く知っているが、丁度これを決めたのは、私の不在の折であって、何故やめたのかよくわかりません。私が居ればこんなことにはさせなかったのですが』ということだった。校長が傍から、『佐藤さんは家族が広島で、原爆にやられて御不幸中であつたから』と説明を加えた。翌日視学官が県内工場を視察した際も、案内した北村氏が車中で地方事情を説明し、金属科の復活希望を話された。

工専存続が確定し金属工業科復活の運動が再びおこり、昭和21(1946)年7月20日に堀高岡市長を会長として「金属工業科復活期成同盟」が結成され、地元関係者の強力な支持のもとに陳情団が上京した。秋には高岡としては初めての日本金属学会全国大会が予定され、本多光太郎会長からも文部省に金属工業科存続の要請文がだされ、東京大学、東北大学などの冶金・金属関係からの支持も受けた。中央

では党派を超えて県出身の国会議員が応援し、国会に請願書が提出された。こうして金属工業科復活の見通しが立ち、8月31日に金属工業科復活期成同盟は発展的に解消し、知事を会長として工専後援会が設立された。その年の10月に金属工業科の復活が認められた。以下は『富山大学工学部同窓会会報』第十七号(昭和56年5月25日)に寄せられた養田實(富山大学名誉教授)の「あの頃の想い出」から抜粋したものである。

【回想】 金属工業科復活問題

富山大学名誉教授 養田 實

五月二十七日、金属学会から十月中旬に高岡で、昭和二十一年度秋の大会を開催したい旨の手紙が舞い込んだ。高岡でやるとすれば教室もあり工専を会場にするのが最も適当と思われたし、金属科復活運動にも大変良い機会と考えられたので、早速学会に対して、工専を会場にすることが適当と思う旨通信を出した。校長も喜んで積極的に賛成してくれた。

その頃、ダイキャストを手がけようとして、工場から簡易機械を借りたりしていたが、校長が、多賀工専の橋本校長も太田教授も研究しているから、一度見学に行ってきたらよかろうと早速連絡をとって下さり、紹介状をもって訪ねることになった。橋本校長との話の中で、高岡の金属科の事が出た。私は復活させたいと云ったところ、尤もだ、特に高岡は昔から金物の町だからつづすのはおかしい。しかし、柏さんのあの意見では難しいだろう。新設学科の申請は七月十日迄に文部省に出すことになっている。と聞かされた。応援を頼んだら承知して下さった。当初私は、金属学会を契機として、金属科復活を展開したいと考えていたが、それでは遅すぎるのがわかった。この橋本宇一校長の話が、その後の運動の重要な出発点となった。多賀の帰路、東京で文部省に寄った。金属は高岡工専の特長でもあり、就職に関しても有利であると云ってやった。そうしたら、なるべく早い機会に、九月十日では予算も決まってしまう遅いから、その前に大臣なり次官、局長なりに陳情書を出して頂きたいという話であった。

八日に戻り早速校長に文部省に提出すべき予算

案のことを聞いたが、一般予算案については既に出来て、明日事務官が本省にもって行く。金属科復活については今起った話だから予算案に繰入れることは出来ないと言われた。そのため、多賀で聞いた話は実現の見込みがなくなったが、学校内の佐原、藤井そして生徒課長になられた高瀬教授等各教官の意向を聴いて回わり、藤木教官の意見によって、教官各位の意見を聞く会を開催した。金属科復活について、誰も反対者は居ないばかりか、積極的な見解が色々開陳せられた。

その後、金属工業科復活期成同盟を結成して地元各位の応援を強固にした。越野商工会議所高岡支部長、茂住鋳物組合理事長、同上常任理事、日本鋼管塩谷課長、日曹小田課長、高周波筋課長、北軽木津専務、不二越橋浦常務等々多くの方々の応援が得られ、試験場の北村氏も当初から親身になって相談にのって貰いお世話を頂いた。堀高岡市長も常に協力的に取計らって下さった。富山の石坂市長、金岡会頭などにも夫々訪問して依頼した。

いよいよ陳情書を大急ぎで作成し、それをたずさえて八月八日東京で夫々合流した陳情団が文部省を訪れた。一行は会議所の越野氏、組合の二上氏、日曹市川工場長、代議士の中田、橘、綿貫、佐藤の各氏が参加された。学校側では位崎氏にも上京して貰った。

金属学会長本多光太郎先生の一文を本省に出したり、絹川氏の支援を頼んだり、アグネ社雑誌金属に記事を載せて貰ったり、帰校後金属の父兄会を開いたり色々手を尽くした。生徒諸君もよく動いてくれた。二月以来の懸案であった後援会の会合が八月三十一日に開かれた。田中知事を頭に各会社の代表等によって集められた。

金属復活同盟は、工専後援会に包括され一体となって進めることにはなったが、九月に入っても大きな展開はなかった。橘代議士が出して下さった国会請願も、文部省の局長の答弁で、出来るだけ尽力するということがあった。それは聞くところによると、実行しないということの別の表現に過ぎないそうであった。校長は本省に対して、すぐに意見を出さずにいたらしい。九月初め、本省から校長宛に金属工業科に関する問い合わせの公文書が届いたことを知った。

戦後初めての画期的といわれた金属学会も、どうか盲蛇におじずの言葉通り、盛況裡に遂行することが出来た。全く地元各位の支援のお陰で、高岡市としても最初の体験であった。

この後始末に追われていた十月二十一日夕刻、突然校長から電話がかかり、『一緒に上京して文部省に行ってくれないか。金属復活のこともあるので』という話であった。二十三日朝上野に着いたがまだ早いので麹町の岳父の家に校長を案内して懇談する。戦後同じ所にいた義兄の稲田とも会った。稲田から『金属はどうなさるか』と聞かれて、校長は『あれはやって貰うつもりだ。この前来た時にも言っておいた筈だが』と答えた。『この前ははっきりしていなかったの』と稲田が言った。本省に行ってもまだ稲田の所で校長は予算の書類を渡し尽力を頼んだ。会計課長の部屋にも行き、校長から予算の書類を渡した。『金属復活の件はどうなるのか』と課長に尋ねられて校長は『復活は要望する』と答えた。これで金属工業科復活のルールは完全に敷かれた。随分永く骨の折れる一年であった。

第 6 節 工業大学への昇格運動と新制大学の発足

1 高岡工業大学への昇格運動

昭和22(1947)年3月に教育基本法、学校教育法が公布され、6・3・3・4制の新しい学制の方針が決定されたが、新制大学についてはどのような形で設置されるか、まだ試行錯誤の状態であった。新学制の方針がだされる以前の文部省の構想としては、全国を北海道・東北・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州等、広地域の教育行政区画を設定し、旧七帝国大学のほか、これに類似の総合大学を設けようという考えがあった。それによれば北陸・中国・四国に国立総合大学が設置されることになる。国立の大学はこれら十大学のみとし、その他の官立大学は官立高等学校、専門学校とともに地方に移譲する方針であることが伝えられた。こうした構想を反映して北陸では金沢がいち早く立ちあがり昭和21

(1946)年6月に期成同盟会を設立し、総合大学誘致の運動がすすめられた。

文部省は昭和21年10月29日に「大学設立基準設定に関する協議会」を発足させ、大学の設立認可基準の手直しについて審議が行われた。この段階での大学は旧制大学についてのものであった。新学制の立案にあっていた教育刷新委員会が新しい学制6・3・3・4制の方針を決定したのはその年の12月である。基準設定協議会もそれを受けて新制大学設立基準の審議にとりかかることとなった。

こうして新学制の輪郭が次第にはっきりしてくるにつれて、旧制の高等学校・専門学校はそのまま存続されないこともまた明らかとなり、大学に昇格するか、上級中学校たる高等学校にとどまるか、岐路に立たされることが取沙汰され、果然、各学校では大学昇格運動がおこった。

富山県では、まず高岡工業専門学校が学生大会をひらき、高岡工業大学昇格運動をおこすことを決め、運動にさきだちその資金獲得のため炭鉱奉仕、伏木の荷役作業、さらに街頭募金に立つことを申し合わせた。ときあたかも高岡は大雪となり、2月6日に卒業間近い3年生のみ授業を行い、1・2年生約400名は近く開始される工業大学昇格運動に対し、市民の理解を得る一助として無報酬で各町内をまわり屋根の雪下ろし作業を行った。「北日本新聞」は「昇格願う除雪デモ」の見出しでこれを大きく報道した。

(1) 工業大学昇格期成同盟学校会

昭和22年2月19日に、高岡工専後援会を発展的に解消し「工業大学昇格期成同盟」が設立された。発会式のあとこれに呼応しその実行機関として、教職員・学生をもって「工業大学昇格期成同盟学校会」が組織され、次の決議を行った。

故国再興の道は経済産業の復興にある、富山県は戦後日本の産業上の代表県と称するも過言ではない、かかる見地からわれわれは母校愛のみならず、郷土愛より本校の工業大学昇格に向ってまい進する。

学校会は、会長に柏校長を推し、教職員40名が理事となり、総務、会計、宣伝、技術、施設、労務、芸能、寄付金募集、渉外の各部をおき、正副部長は学生から選出して陣容を確立、20日から宣伝その他

の活動を始め、労務部は除雪、工場、荷役などの労務申込みに応じ、収益は全部運動資金にされることとなった。

活動の手始めとして学生等は「工大昇格期成同盟学校会街頭演説班」を組織し募金を訴えた。その模様を「北日本新聞」(昭和22年2月23日付)は「昇格願う街頭演説 工専生の純情にたちまち寄付金」の見出しで次のように報道している。

雪の高岡にいよいよたかぶる学徒の純情 高岡工専の工大昇格期成同盟学校会では21日宣伝と基金募金の両部員三十余名が合体して三班にわかれ、高岡駅前大和店前その他数ヶ所で街頭演説を行ったが、降りやまぬ雪風について母校愛と郷土愛から工大実現の緊要性を熱烈に強調力説し、たちまち集まった男女市民のなかから感激の寄付金が投ぜられ、工大実現への一石また一石が築かれてゆく、一方労務部はスコップを肩に市内民家の雪下ろしや駅保線区の除雪に出勤『奉仕でなく、収益は全部資金とします』と目的貫徹の日までの熱汗行のスタートを切った。

共に誓わん昇格を 高岡工業専門学校の工業大学昇格期成同盟では『工業大学昇格運動歌』を三年化学大野喜久夫君により作詞、国民精神作興歌の調で19日発会式後全生徒により初練習を行い今後芸能の催や技術奉仕、労務出勤あるいは宣伝活動など随時元氣一ぱいに唱和するが、歌詞は下記の通りである。

いざや進まん愛校の
血潮に燃ゆる友人よ
高き理想の旗の下
願う心はみな一つ
見よ栄え行く北陸の
我が魂の故郷に
高岡工業大学の
共に誓わん昇格を(下略)

大学昇格運動は工専の運動が発端となり、次第に富山高校、富山薬専、富山師範、青年師範にひろがり、それぞれが単科大学を目指して昇格運動を展開していった。

(2) 大学基準の決定

昭和22年7月に「大学基準協会」が設立され、大

学基準の検討が行われた。従来、大学の設置認可は、文部省によって基準がつけられ、その内規に照らして認可が行われてきたが、新しい大学制度の実施に際してこの内規を根本的に改めなければならなくなり、文部省は昭和21年11月に東京都下の国・公・私立大学の総長をもって大学設立基準設定協議会を設置した。翌22年3月に至り大学自体が自主的に基準を決定することになり、同年5月に全国大学連合協議会が開かれ、「大学設立基準に関する要項」が定められるとともに、大学設立基準設定協議会は文部省の管理運営を離れ、大学の自主的機関として「大学基準協会」に改組されることが決められた。大学基準協会は昭和22年7月に創立総会を開き、10月に「大学基準」を定め、12月の臨時総会で基準を最終的に決定した。

大学基準協会が発足するに当たって6月には地方ブロックごとに大学、高専校の会合が開かれ、「大学設立基準に関する要綱案」について協議が行われた。富山県の所属する中部地区では、名古屋大学田村春吉総長が招請し8県の官立高専校長会議が開かれ、富山県からは五つの高専校長が出席した。7月18日には大学設置基準について通達があり、8月上旬には文部省から各高専校長に宛て新学制移行について学校側の意見を求められ、各高専からは大学に移行する希望が回答された。

富山県下の五高専校ではこれまでそれぞれ単科大学昇格を目指して独自に運動をすすめて来たが、このころから5人の高専校長が会合を開いて大学移行について話し合いが行われるようになった。

新制大学の設置については、大学基準協会が昭和22年2月に「大学基準」を決定し、翌23(1948)年1月には大学設置委員会官制が公布され、2月に大学設置委員会から文部大臣に「大学設置基準」が答申されたが、この答申は大学基準協会の「大学基準」をそのまま採用したものである。

「大学設置基準」は学校教育法および同施行規則に決められている事項を除いて、大学の使命、基準適用の方法、大学学部を設置基準、研究・教授の組織形態、教員の任免資格、学生定員、入学資格と入学試験、授業科目およびその単位数の決定、学士号の種類、学士号に対する最低基準、施設および設備、資産ならびに維持経営の方法等についてその基準が

示され、この基準に従って審査が行われることになった。

授業科目については、大学には一般教養科目を設けなければならないこと、そのほか体育に関する講義および実技を各2単位以上課さなければならないこととし、学士号授与資格の最低要求としては、一般教養科目と専門科目で120単位と体育の4単位を4年以上で取得することとされた。

大学設置基準（抄）

（昭和二十三年二月答申）

第一 趣 旨

- 一、大学は最高の教育機関として又学術文化の研究機関として重要な使命をもっているのに鑑み、大学の諸組織施設はその機能が充分発揮出来るよう一定の基準を設け、これに基づいて設置され充実にすることが大切である。
- 二、この基準は大学の最低の基準を示すものであって、新しく設置される大学は勿論、現に存在する大学にもこれを適用してその適否を検し、また内容の充実を計る。
- 三、大学を判断し測定するには、各大学が掲げている目的或は果そうとする使命に即して、その大学が高等学術の機関として表示している全形態を基礎としてこれを行なわなければならない。
- 四、この基準には学校教育法及同法施行規則に決められている事項を省略してある。

第二 基 準

- 一、大学はその設置の目的、使命を明示しなければならない。
- 二、大学に於ける学部の設置は左の基準に依る
 - (一) 大学の学部の種類は法学、文学、経済学、商学、医学、理学、工学、農学、その他学部として適当な規模内容があると認められたものとする。なお実質及び規模が一学部を構成するのに適当なときは、必要に応じこれを分合して一学部とすることができる。
 - (二) 学部は専攻により学科に分けることができる。学科の種類は別にこれを定める。
- 三、大学はその目的使命を達成するために必要な講座又はこれに代る適当な制度を設けなければならない。講座における教員組織は次の基準に依る。

- (一) 講座は専任の教授が担任することを原則とする。講座を担当すべき適当な教授が得られない場合には一時兼任の教授又は助教授、講師がそれを担任又は分担することが出来る。助教授、講師が講座を担当又は分担する場合には教授会の承認を経なければならない。
- (二) 兼任教授、助教授、講師が担任又は分担する講座の総数は全講座数の半数を超えることはできない。
- (三) 各講座には助教授及び助手を置くものとする。但し止むを得ない場合には助教授助手を欠くことができる。
- (四) 講座を担当しない教授及び講座に属していない助教授助手を置くことができる。
- (五) 講座外又は特別の授業は助教授講師で差支えない。

(3) 3年制大学構想の提起

新制大学となるためにはこの大学設置基準にもとづいて大学設置委員会の判定に合格しなければならないのであるが、既設の国立大学では大体この基準に合格したが、高等学校、専門学校が新制大学となるかどうかは、大学設置基準に照らして実現は困難とみられた。殊に文部省では財政上から「専門学校は取敢ず三年生の大学になってはどうか(三年制では学士号は与えられぬ)、できれば適当に総合した大学をつくってはどうか」との希望が強く、大学昇格の発議権をもつ教育刷新委員会でも便宜上、3年制のものを暫定的に認めようとする意向がある旨伝えられた。

これに対し専門学校長全体の空気は3年制大学には反対であったが、しかし、諸般の事情および地方財政上からみて、当面は高等教育の地方委譲はないにしても、大勢は早晚地方委譲は必至とみられ、こうした情勢にかんがみ高専校が独立して4年制の大学になることは当分頗る困難と考えられた。工専のなかには3年制大学になったときのことを想定し、「3年制大学学科課程」について計画を作成しているところもあった。

文部省の3年制大学構想は各地域の工専校長会議で協議されたが、北陸信越ブロック会議(三圭会)

における協議の内容は次の通りである。

北陸信越ブロック会議々事録

昭和二十二年十一月二十五日金沢工業専門学校に於て開催。

出席者 福井工業専門学校長 重松倉彦
 長野工業専門学校長 白井 武
 高岡工業専門学校長 柏 忠夫
 金沢工業専門学校長 横山盛彰
 長岡工業専門学校長 山本純如

上記会議に於て三圭会会議にての申合せ事項に就て協議研究した結果を要約すれば下記の通りである。

一 研究事項第一

「3年制大学になるの已むない場合に4年制大学に劣らないやう効果を挙げる方法」に就て

3年制大学に於ての学科基準、学科課程又は単位数等は4年制大学に準拠シテ定められるべきである。

例を機械工学科(他学科に就ても略同様)に就て学科課程表等を作って研究した結果によれば、4年制大学に準拠した単位数一〇〇程度は三ヶ月間に得ることが出来るやうではあるが、新制大学の精神が発揮出来ないばかりでなく、卒業設計、卒業研究等に余裕少なく、この点に於て特に劣ることになり、三ヶ年を以て四ヶ年に劣らないやうな効果を挙げることは困難である。

故に原則として官立工業専門学校は昭和24年度から4年制大学に転換することを期する。

国情之を許さず、3年制大学によらねばならない場合でも、3年制でスタートして第四年目には4年制に移行し得るやう期したい。

之をも許されない場合には、4年制大学確立までの暫定措置として左の方途を講じて置かねばならない。

(イ) 3年制大学卒業者は4年制大学卒業検定の如き国家試験か或は研究論文提出によって審査詮衡を受けて学士号は得ることが出来ること

(ロ) 3年制大学卒業生は4年制大学(通信教授によるものを含む)の第四学年に直結することが出来ること

一 研究事項第二

「現在より多くの国費を使はないで四年制実施方法に就て」

既設学科の整理統合による外に途はない。斯くても或程度の国費の増額は避け得られないであらう。

一 研究事項第三

「新制大学に転換の際専門学校生徒をpushすか横にさすか」

push出式を原則として昭和二十七年年度迄暫定的に左記のやうに措置する。

(イ) 昭和二十四年度の入学試験には専門学校生徒と新制高等学校卒業生とを同等に取扱ふ。

(ロ) 昭和二十五年度には新制大学第二学年に昭和二十六年年度には第二及三学年に昭和二十七年年度には第二、三及四学年に専門学校生徒及び卒業生に対し補欠編入の途を開いて置く。

2 変転する大学構想

(1) 富山総合大学案

昭和22(1947)年10月12日に東京在住の富山県人会が「富山県に総合大学を設置すること」を決議し県に建議した。また、県においても11月の県議会で大学設置準備費を可決して準備がすすめられ、12月7日に高辻副知事を会長とし、富山県関係の国会議員や県会議員、県下の各市長、有力者が名をつらねて「大学設置期成同盟会」が設立された。これと併せて高専校では5人の校長で「大学設置委員会」を結成、幹事会、人事内審委員会その他の各種委員会を置き、各校の意見の調整が行われた。

大学設置期成同盟会の協議会は昭和23(1948)年1月16日県庁で開かれ、事務局の思案をもとに「富山総合大学」の構想について意見が交わされた。席上高辻副知事から大体1校の設立費5,000万円とし、5校で2億5,000万円を4カ年で起債するという意向が発表され、23年度を準備期間とし、24年度からはじめることで意見が一致した。

大学機構の内容

(一) 富山高校、同薬専、高岡工専、富師、富青師の五校を基準として富山総合大学を設立する。

(二) 学部は政経文学部、理学部、工学部、薬学部、教育学部及農学部とする。

(三) 修業年限は四ヶ年とし、前期二ヶ年、後期二ヶ年の課程に分け、教育学部だけ三ヶ年とする。

(四) 前期においては一般教養科目、後期においては専門科目を課する。

(五) 男女共学とする。

(六) 各学部には所要の研究所、実験所、及講習所などを設ける。

(七) 各学部における学科および定員は次の通り。

(カッコ内は定員)(略)

<工学部> 機械科(30) 電気科(30)
化学工業科(30) 金属工業科(30)
紡織科(30) 土木課(30)

(2) 富山連合大学案

富山総合大学の構想に対して、各高専、師範ではまだ単科大学への指向が根強く、4月5日に開催された5校長を中心とする会議では「連合大学案」なるものが論議され、4月11日に県庁で開催された富山県新制大学設置協議会で、種々協議の結果「富山連合大学」の構想が決定された。連合大学とは、富山高校を母体とする富山社会大学または文化大学、富山薬専を母体とする富山薬科大学、高岡工専を母体とする高岡工業大学、富山師範および青年師範を母体とする富山教育大学、以上四つの単科大学を連合して一つの大学を作る、富山連合大学はこれを富山大学と公称するというもので、専任総長は置かず、評議員制で運営するといった案であった。文部省へ提出された大学設置認可申請の第一次案は、この連合大学案にもとづいたもので、各学校別に作成され、別々に提出された。

大学昇格に関する書類

高岡工業専門学校

富山連合大学設置要項

一、富山県内に設立せられる四つの国立単科大学すなわち富山文化大学、富山薬科大学、高岡工業大学及富山教育大学の連合により富山連合大学を設置する。

二、富山連合大学は専任総長を置かない。運営に

関する事項は各大学の学長並びに教授より選任した評議員を以て構成する評議会によって処理し、評議会の議長は各大学の学長の互選によって定め、副議長を三名とし、他の学長を以て当てる。議長は富山連合大学を代表する。

三、評議会は左の事項につき権限を有する

- 1 連合大学に対する加入及脱退の承認
- 2 他の大学との協定
- 3 各単科大学における学科の設置及廃止
- 4 各単科大学に共通する重要事項

四、評議会に事務局を置き専任として二級事務官一名、三級事務官若干名、雇員若干名を置く。

五、各単科大学は原則として独立の会計予算を有するが若干の予算を共通費として経理し、評議会事務局の経費その他各単科大学共通の経費に充当する。

六、各単科大学の一般教養科目及教職課程は原則として教官及施設を共通にし、出来る限り重複をさけ経費の節約をはかる。

七、その他各単科大学相互に教官の兼務出講、図書、実験設備、運営施設等の利用につき便宜をはかる。

富山連合大学設置要項（抄）

一、目的及使命

教育基本法及学校教育法により学術の中心として広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

富山県下に設けられた新制高等学校はその数四十数校にしてその生徒定員総数は二万四千三百名以上である。これら新制高校より大学に進まんとする者の数は、少なくとも毎年二千を下らざるものと推量される。富山連合大学はこれらの要望に応ずることをその使命の一とせねばならないであらう。

二、名 称

富山連合大学

三、位 置

富山文化大学は富山市蓮町

（富山高等学校所在地）

富山薬科大学は富山市奥田町

（富山薬学専門学校所在地）

高岡工業大学は高岡市古定塚

（高岡工業専門学校所在地）

富山教育大学は富山市五福

（富山師範学校所在地）

及び富山県雄山町

（富山青年師範学校所在地）

七、学科の組織並に付属施設

高岡工業大学に電気工学科、工業化学科、金属工 学科の三学科を置く。

なお別に生産工学研究所を付設する。

高岡工業大学学則要項（抄）

一、大学の目的及使命に関する事項

本学は教育基本法及び学校教育法により学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工学に関する学術を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

三、学科目又は講座に関する事項

（1）本学における教科は一般教養科目、専門講座及び体育に分つ。

（2）一般教養科目は人文科学系列、社会科学系列及び自然科学系列に分つ。

人文科学系列に属する科目は哲学、歴史学、文学及び外国語とする。社会科学系列に属する科目は法学、経済学、社会学及び統計学とする。自然科学系列に属する科目は数学、数学演習、物理学、物理学実験、化学及び生物学とする。

（3）専門講座は電気工学科四講座、工業化学科四講座、金属工学科は五講座とす。

（4）電気工学科の講座及び専門科目は次の通りである。

電気工学第一講座 電気及磁気学第一部、電気及磁気学第二部、電気回路理論、電気磁気測定法

電気工学第二講座 電気機器学第一部、電気機器学第二部

電気工学第三講座 発電工学、送電工学、配電工学、電気鉄道、照明工学、電熱工学、高圧工学、電気材料、電気法規

電気工学第四講座 有線通信、無線通信、電子

工学、高周波電気応用

講座 外 電気工学実験第一部、電気工学実験第二部、電気工学実験第三部、電気工学計画及製図第一部、電気工学計画及製図第二部、電気工学計画及製図第三部、電気工学輪読、電気工学実地演習、卒業論文、電気工学一般

(5) 工業化学の講座及び専門科目は次の通りである。

工業化学第一講座 有機化学、繊維素工業化学、油脂及塗料工業化学、糖類及醱酵工業化学、蛋白質・皮・タンニン

工業化学第二講座 染料及タール工業化学、有機工業薬品、燃料工業化学、ゴム工業化学、天然樹脂及合成樹脂

工業化学第三講座 無機化学、工業分析化学 酸アルカリ工業化学、肥料工業化学、硫酸塩工業化学

工業化学第四講座 物理化学、化学工学第一部、化学工学第二部、化学工学第三部、電気化学工業

講座 外 工業化学第一部実験、工業化学第二部実験、工業化学第三部実験、化学工学設計及計画、工業化学輪読、工業化学実地演習、卒業論文

(6) 金属工学科の講座及び専門科目は次の通りである。

金属工学第一講座 金属組織学、金属材料第一部、金属材料第二部

金属工学第二講座 金属加工第一部、金属加工第二部、金属加工第三部

金属工学第三講座 冶金学第一部、冶金学第二部、鑄鋼工学第一部、鑄鋼工学第二部

機械工学第一講座 機械設計法、材料力学

機械工学第二講座 機械工作法、工作機械、原動機

講座 外 金属学通論、冶金学第三部、炉および燃料工学、選鉱学、機械工学一般、機械製作法、冶金機械学、地質鉱物学大意、工業化学分析、設計製図第一部、設計製図第二部、金属工学実験第一部、金属工学実験第二部、機械実習、学外実習第一部、学外実習第二部、卒業論文

(7) 体育は講義と実技に分つ

十、学生定員に関する事項

電気工学科 百名

工業化学科 百名

金属工学科 百名

計三百名。

(3) 3学科編成に縮小構想

連合大学案は各学校ごとに文部省に關係書類を提出したが、文部省から第二案もつくってはどうかという意向が示されたため、4月22日県下五高専校長出席のもとに再び「新制大学設置協議会」が開催され、連合大学案を第一案とし、第二案として富山高専を文理学部、高岡工専を工学部、富山薬専を薬学部、富山師範および青年師範を教育学部とする総合大学案が決定された。これを富山大学と呼称し、総長制を設けることとして、關係者書類が文部省に提出された。総合大学を第二案とされたのは、本県は人口も多く発展性があり、経済力が強い将来において当然総合大学が望まれるという理想的形態として採用されたものである。

高岡工業大学の学科組織では、工専の機械科、化学工業科、金属工業科の4科に対し、電気工業科、工業化学科、金属工業科の3学科となっており、これは、北陸信越ブロック会議（三圭会）で「現在より多く国費を使わないで四年制実施方法」について検討された結果「既設学科の整理統合による外に途はない」と申し合わされたことによるものであった。この問題について討議された昭和23年3月17日のブロック会議議事録は次の通りである。

北陸信越ブロック会議々事録（抄）

（昭和23年3月17日）

先般の三圭会々議（昭和23年3月10日午後）にての申合わせ事項に基き協議して、得た結果を要約すれば左の通りである

一、現在学科の大約三分の一減についての各校の構想

高岡工専 現在学科は機械、化工、電気、金属の四学科で教授定員は二十二名であるがこれを電気科 金属学科 化学工業科の三学科にして諸講座数は各学科とも四乃至五の予定であり、一般教養学科については富山高専、富山薬専等と連合する。

目下富山総合大学の企画あり、工学部としての構想が書かれてはいるが未だ具体化してはいない。

二、左の各項に関し代表会議に於て審議された上本省に要望するやう提案したい。

イ 学科の整理統合は二十四年度からの四年制大学への転換を前提とするものであることは勿論である。此のため地方的事情や廃止学科の卒業生並に教職員の意思や希望を犠牲にしたものであることに対し、本省は充分なる理解と責任とを持たれたい。

ロ 学科の整理統合改廃によって生じた余剰の教職員については本省に於て責任を以て優先的に処理せられたい。

ハ 国力が回復し、廃止された学科の復活を希望するような場合には他に優先的に之を認められたい。

ニ 新制大学への転換に対し其の計画等に責任の所在を明らかにする為に、各学校毎に転換委員乃至調査委員を本省に於て委嘱又は任命する必要はないか。

ホ 大学設置申請書の提出は四月末日迄延期せられたい。

かくて高岡工専は機械科を廃止し、金属工学科に機械工学関係二講座が置かれることになったが、その経緯について『富山大学十五年史』工学部には次のように記載されている。

大学昇格に際してはもう一つの大きな問題があった。それは工専校長会が大学になる際にそれぞれの学校の学科数を現状より縮小するという申し合わせを行なったのであった。基本的な四学科しかなかった本校としてはまことに処置に窮する問題であった。校長は極秘のうちに急拠教官会議を開催し、無記名投票によって廃止させる学科を決めようとした。二十三年三月十五日のことである。投票結果も発表せず、校長は長野で開かれた北信ブロックの校長会議に出席した。極秘ではあったが、秘かに漏れ伝わった情報によると、金属・機械・化学・電気の順であったという。会議の席上柏校長は、金属科を廃止する考えを述べたところ、他の校長より金属科は全国的にも数少なく裏日本では唯一の学科で高岡工専も特色となるものであ

る。これを廃止するのは遺憾である。他の学科なら北信近隣どこにでもある。また教官の投票によってこのような決定をすることにも問題があるという意見が周囲より出されたため、高岡工専としては機械科を廃止するということを決断するに至った。そのため大学昇格の場合、金属工学科内に機械関係の二講座を設け、現有教官は原則としてそのまま留まることになった。大学になる場合には学科の名称も若干変更してそれぞれ電気工学科・工業化学科・金属工学科の三学科とすることになり、前二者は四講座編成、後者は金属工学関係三講座、機械工学関係二講座の五講座編成を予定することになった。

3 一府県一大学方針の決定

(1) 国立新制大学切替措置要領案

昭和23(1948)年5月はじめに文部省から「国立新制大学切替措置要領案」が各学校に送付された。これには国立の大学、高等学校、専門学校および教員養成諸学校の国立新制大学への切り替えについて、その目標、切り替え年度、学部学科の編成基準、学生定員、旧制度の学生生徒の措置、予算等の措置方針が指示されており、合併の目標について次の点が明らかにされた。

- (一) 国立総合大学は附属の予科専門部等を包摂するは勿論、できる限りその所在地の高等学校、専門学校を合併して、新制の総合大学とする。
- (二) 官立の単科大学は附属の予科専門部等を包摂するは勿論、特殊の大学を除きその所在地の高専校と合併して総合または複合の一大学とする。
- (三) 前二項に包含されない高等学校、専門学校、教員養成諸学校は特殊の学校を除き、その地域毎に合併して複合の一大学とする。
- (四) 総合または複合の大学に合併しない特殊の学校に限り単科の大学とする。
- (五) 二つ以上の国立大学が連合して総合または複合の形態をとり、または国立大学が所管の異なる大学と協定して教育を行う場合がある。

高専校が合併して大学となる場合は、それぞれの学校の学科を基礎にして、大学の学部学科を編成するようにすることが望ましい。

新制国立大学の設置については、総司令部（CIE）からも、わが国の大学が都市に集中していることは教育の機会均等の反する悪弊であると指摘され、その是正のため新制国立大学は一府県一大学の方針を貫くよう十一原則を定め、県単位1校を基準に、旧制大学・高等専門学校を統合していく方針を発表した。

（2）新制国立大学実施要綱

新制国立大学実施要綱（抄）

新制国立大学の実施に当っては、その大学が同一府県内の同一都市又は同一の場所にあることが望ましいが、現状に副わないものがあるので、現在の学校の位置、組織、施設等の実情に即して、次の諸原則によって切替え、なるべく経費の膨張を防ぐと共に、大学の基礎確立に努める。

（イ）新制国立大学は特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き同一地域にある官立学校はこれを合併して一大学とし一府県一大学の実現を図る。

（ロ）新制国立大学における学部又は分校は他の府県に跨らぬものとする。

（ハ）各都道府県には、必ず教養及び教職に関する学部若しくは部をおく。

（ニ）新制国立大学の組織施設等は差当り現在の学校の組織施設を基本として編成し逐年これ

が充実をはかる。

（ホ）女子教育振興の為に、特に新制国立女子大学を東西二カ所に設置する。

（ヘ）新制国立大学は別科の外に当分教員養成に関して二年又は三年の終了を以て義務教育の教員が養成される課程をおくことができる。

（ト）都道府県及び市において、公立の学校を新制国立大学の一部として合併したい希望がある場合には、所要の経費等につき地方当局と協議して定める。

（チ）大学の名称は原則として都道府県名を用いるがその大学及び地方の希望によっては他の名称を用いることができる。

（リ）新制国立大学の教員はこれを編成する学校が推薦した者の中から大学設置委員会の審査を経て選定される。

（ヌ）新制国立大学は原則として第一年より発足する。

（ル）新制国立大学への転換の具体的計画については文部省はできるだけ地方及び学校の意見を尊重してこれを定める。意見が一致しないか、又は転換の条件が整わない場合には、学校教育法第九十八条により当分の間（旧制のまま）存在することができる。

上記のうち特別地域として北海道、東京都、京都・大阪の2府、福岡・愛知の2県が指定されたのは人口300万以上を基準とされたものである。また、学部と部については、学部は部に比して規模、組織、内容の充実せるものとされた。



昭和26、27年ころの工業化学科の実験室



工学部自治会選挙の開票風景



工学部講堂“鹿鳴館”でのダンスパーティー



工学部仰岳寮の中庭を望む



氷見線沿いのポプラ並木の通り